

未確定事項に直面した監査人の対応

—— 文献・制度の評価(2) ——

坂 柳 明

1. 未確定事項に直面した場合の対応

将来に会社経営に重大な影響を及ぼす事象が発生する可能性のある状況で、経営者が会計上どう対処し、監査人がどのような対応をとればよいのかという問題は、多くの主体の利害が絡んでくる点で重要である。監査論上この問題は、「未確定事項」として取り扱われ、多くの議論がなされてきた。

坂柳(2005a)は、監査人が直面する「未確定事項」を、[図1]のようなタイプAとBの未確定事項に識別することを提案した。そして坂柳(2005b)は、タイプAの未確定事項に比べて、これまで注目されてこなかったタイプBの未確定事項の理論構造を明らかにした。坂柳(2005b)の目的は、タイプAの未確定事項や除外事項¹⁾が生じる場合と比べて、タイプBの未確定事項がどのような場合に生じるのかを明らかにすることであった。その結果を[図2]に示す。詳しい説明は、坂柳(2005b,256-261)を参照頂きたい²⁾。このようなタイプBの未確定事項の理論構造は、現在何かの制度に採用されているかという個別事情に関わらず、一般的な共有物として時代・場所を超えて成立するはず

- 1) 本稿の「除外事項」は、坂柳(2005a,164)の脚注4に示されている「除外事項」である。そちらを参照頂きたい。
- 2) [図2]は、経営者の直面する状況について、坂柳(2005b)の[図8]のパターンII(260頁)に補足説明を加えたものである。坂柳(2005b)の議論を要約した[図8]のパターンIIだけを示すと、そこでの議論を示していない本稿では、経営者が直面する[見積もり数値複数]と[見積もり数値1つ]の状況で、経営者が1つの見積もり数値を選択するプロセスを、読者に明確に示すことができない

[図1] ー2つの未確定事項

| | | |
|----------|------|---|
| 未確定事項(※) | タイプA | 将来に発生する事象の結果が経営者に見積もれず、監査人も経営者のその判断に同意している場合のその項目 |
| | タイプB | 将来に発生する事象の結果を財務諸表上で経営者は見積もっているが、その見積もり額が正しいかどうかは監査人に判断できない場合のその項目 |

※：もちろん、将来に発生する事象の結果が将来（の財務諸表）に金額的に重要な影響を与えるものを前提としており、当期の財務諸表についての監査人の対応を決定する上でも、その金額的重要性ゆえに問題になるものを前提としている。また、「項目」という用語で、(1)：経営者及び監査人が実際に直面する様々な状況そのものを指す場合と、(2)：そうした状況下で、財務諸表監査上問題になる特定の項目を指す場合がある。

い。この事態を回避するため、本稿では、補足説明を加えている。

[図2]を見て、次のような2つの批判をする読者がいるかもしれない。

(1)：[図2]においては、監査人が直面する状況と、経営者が直面する状況が異なっている。なので、監査人の対応は、除外事項がある場合の対応になるはずであり、監査人にとって「経営者の選択が正しいかどうか判断不能」という事態は、起こり得ない。従って、[図2]は誤りである。

(2)：[図2]においては、例えば、経営者と監査人が共に見積もり数値 e_1 に直面する場合には、経営者の見積もり数値 e_1 を監査人は除外事項にはせず、監査人の対応は、他に除外事項がなければ、無限定適正意見となるはずであり、監査人にとって「経営者の選択が正しいかどうか判断不能」という事態は、起こり得ない。従って、[図2]は誤りである。

結論から言うと、この2つの批判は、2つとも誤りである。(1)については、[図2]について、経営者と監査人が共に直面する見積もり数値（例えば、 e_1 ）があるにもかかわらず、その点を無視して、「監査人が直面する状況と、経営者が直面する状況が異なっている」と認識している点が誤りである。その認識は、坂柳（2005b）の[図8]のパターンⅢの場合は正しいが、本稿の[図2]については、誤りである。

(2)については、経営者の見積もり数値 e_1 を監査人が除外事項にできない旨の指摘は正しいが、その見積もり数値が監査人の直面する複数の見積もり数値のうち e_1 以外のもの（例えば、 e_2 ）とは一致していない点を無視している点が誤りである。(2)の主張は、坂柳（2005b）の[図8]のパターンⅣの場合は正しいが、本稿の[図2]については、誤りである。

[図2] ータイプBの未確定事項の構造

| 経営者の直面する状況 | 監査人の直面する状況 |
|--|---|
| [見積もり数値複数] { e1 ⇒ e1または e2のいずれかを、経営者のインセンティブによって選択 e2 } | [見積もり数値複数] { e1 ⇒経営者の選択が正しいかどうか判断不能 e2 } |
| [見積もり数値1つ] { e1または e2 の合理性が、経営者は判断できている } | [見積もり数値複数] { e1 ⇒経営者の選択が正しいかどうか判断不能 e2 } |

である³⁾。

筆者が、未確定事項を2つのタイプに分けるのは、それぞれの場面に直面した場合の監査人の対応が、理論的に異なってくる可能性があるからである。日本の監査基準を今後見直す必要があるかどうかを議論する際に、それぞれの未確定事項について、監査人にどのような選択肢があるのかを示す理論は、一その時の海外の監査基準や監査事情がどうであるか、という極めて状況依存的な、移ろいやすい議論と比べて一考慮されるべき基盤として、有用であろう。

「未確定事項」は、「偶発事象」と対比される形で語られてきた。本稿では、「将来に起こる事象の結果が決定されていない（様々な事象が将来に起こり得る）という意味での不確実性がある状況」（※）を、「偶発事象⁴⁾」と捉える。

3) 従って、「現在の制度上では採用されていないから、そのようなタイプBの未確定事項を考える意味はない。」旨の批判は、筆者の議論に対しては、無意味である。筆者は、上記批判に対して、(1):タイプBの未確定事項の存在(事例)や構造が知られていないから、たまたま採用されていないだけ、あるいは(及び)、(2):制度で採用されていないとしても、一般的なタイプBの未確定事項の構造まで崩れたわけではない、と反論するだけである。

4) FASB (1975), 1項の「偶発事象」(contingency) (坂柳 (2005a,168) の脚注

その一方で、坂柳 (2005a), 坂柳 (2005b), そして本稿の「未確定事項」は、※に直面した監査人が、将来事象の結果が判断できない点が特徴である。⁵⁾つまり、「偶発事象」は、※に見られるように、純粹に実態面に注目した概念で、「未確定事項」は、監査人が※に直面した場合に、その監査人の判断が介在する場合の概念であり、両者は全く別のものである⁶⁾。

本稿は、このように偶発事象と未確定事項を明確に区別した上で、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応がどうなるのかを導く。もう1つ

7を参照)や、以下に示す、かつての日本公認会計士協会(1992)、8項の「偶発事象」や、そして日本公認会計士協会(2003)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書 ⑤追記情報 (※)重要な偶発事象」に見られる「偶発事象」([図9]を参照)は、本文中に示した※に含まれる。

「偶発事象は、利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できる。」

- 5) 監査人が、その対応決定時点で、将来事象の結果を「判断できる」場合に注目しない理由は、坂柳 (2005b, 242-243) の脚注1で説明した。そちらを参照頂きたい。
- 6) 「未確定事項」と「偶発事象」の関係について、千代田 (1989, 25) は、次のように記している (千代田 (1998, 644) にも、同様の記述がある)。

「未確定事項 (uncertainties) とは、当該事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事象で、貸借対照表日あるいは監査報告書作成日において、それらのもたらず影響を監査人が決定することができないものである。その代表が偶発事象 (contingencies) である。偶発事象には偶発利得 (gain contingencies) と偶発損失 (loss contingencies) があるが、実際に問題になるのは偶発損失である。」

この千代田 (1989) の記述については、まず、未確定事項をタイプAとBに区別しない捉え方が、そもそも適切かどうかが問題になる。しかし、その点については、次稿以降で論じることとし、本稿では、同文献による「偶発事象」と「未確定事項」の関係の捉え方が適切かどうかを問題にする。

まず、未確定事項を定義した後、「その代表が…」という言い方から判断して、千代田 (1989) は、「偶発事象」が「未確定事項」に含まれると捉えていることがわかる。

しかし、本稿のように、「偶発事象」は、事実として「将来事象の結果が決定されていないという意味での不確実性がある状況」と定義し、将来事象の結果 (及び当年度の財務諸表に与える影響) についての監査人の判断については、特にそれに言及しないという方法もあるのだが、千代田 (1989) がその方法を選択

しないのは、なぜだろうか。言い換えれば、未確定事項についてだけでなく、偶発事象についても、将来に起こる事象の、当年度の財務諸表に「もたらす影響を監査人が決定することができない」という形で、監査人の判断を定義上考慮するのは、どうしてだろうか。その点についての説明が、千代田（1989）ではなされていない。逆に、未確定事項と偶発事象の関係について、千代田（1989）のような捉え方を筆者が採用しないのは、未確定事項と偶発事象の関係についての千代田（1989）の説明が、上記疑問を解消させるほど、説得力のあるものではないからである。

将来事象の結果が、当年度の財務諸表にもたらす影響を、監査人が判断できてもできなくても、事実として将来に起こる事象の結果が決定されていないのは間違いない。そして、そのような状態（状況）を本稿では、「偶発事象」と呼んでおり、そうした捉え方が、FASB（1975）、1項や、脚注1で述べた日本公認会計士協会（1992）や日本公認会計士協会（2003）の「偶発事象」の捉え方である。そこでは、「将来事象の結果についての監査人の判断」という要素は、概念定義上考慮されていない。

本稿では、偶発事象とは別に、未確定事項については、監査人が将来事象の結果を判断できないという要素を考慮している。偶発事象の定義上考慮しなかった要素を考慮するのであれば、新たに「未確定事項」という概念を持ち出す意味があるだろう。千代田（1989）のような、「偶発事象」「未確定事項」を代表するという考え方は、少なくとも、偶発事象と未確定事項が重なる部分については、どちらかの概念が必要なくなる、と読者から主張されるし、また、どういう基準でどちらを用いればよいのか、という批判も読者から受けることになる。そのような批判は、千代田（1989）にとって本意なのだろうか。

筆者の捉え方では、偶発事象（偶発損失）と、未確定事項（タイプAでもBでも）が重なることは、一切ない。その理由は、本文及び本脚注で説明した。

以上までの議論で、偶発事象と未確定事項の関係について、前者が後者を代表すると考える（前者と後者が重なる部分があると考え）千代田（1989）と、前者と後者は独立しているとする筆者のどちらを正当とするかは、読者の判断である。この論争は、「どっちでもいい。」問題ではない。概念関係を明確にすることは、議論の出来を左右し、ひいては読者に与える印象にも関わる重要な問題であろう。

また、伊藤（1994,45）では、次のように記されている。

「…しかしながら、偶発損失として注記を要するものの中には、将来事象の帰趨が財務諸表に与える影響について、経営者および監査人とも合理的に予測できないものが含まれている場合がある。監査論上は、かかる偶発損失を未確定事項（Uncertainties）として認識し、…」（傍線筆者）

この伊藤（1994,45）も、将来事象の帰趨について、「経営者および監査人とも合理的に予測できない」ところの偶発損失を未確定事項と考えている。その意味では、伊藤（1994）も、そのような偶発損失と未確定事項が、概念的に重複すると考えていることになり、千代田（1989）と同じ問題が生じる。紙幅の都合で、他の文献を全て紹介することはできないが、偶発事象を定義する際、監査人の判断を考慮する文献は、全て同様の問題を抱えている。

の、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応は、次稿以降の課題とする。

タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応として1つ考えられるのは、他の除外事項がない場合には、無限定適正意見であるが、それ以外にも、様々な選択肢を考えることができる。2節と3節では、そうした無限定適正意見以外の様々な選択肢を紹介する。その選択肢には、(1): [subject to opinion と適正意見+ α ⁷⁾] という、財務諸表に対する意見を表明しながらも、何らかの手段で未確定事項の存在を財務諸表利用者に伝えるものと、(2): 財務諸表全体に対する意見を表明しないもの(意見差控あるいは意見不表明(後述))に大きく分けられる。そこで、2節では(1)について、そして3節では(2)について紹介することにしたい。

4節では、2節、3節で紹介した無限定適正意見以外の監査人の対応の合理性を検討し、タイプAの未確定事項に直面した監査人が、理論的にとりうる選択肢を導き出す。最後の5節では、本稿のまとめと本稿が監査論研究に与える貢献、そして今後の課題を示す。

2. タイプAの未確定事項に直面した場合の選択肢

— subject to opinion と適正意見+ α

タイプAの未確定事項に直面した場合には、その開示が十分になされているかどうかを確かめた上で⁸⁾、(他の除外事項がなければ) 監査人は、無限定適

7) 後述するが、 α は、2002年改訂の監査基準で登場した追記情報等の実務を表す。

8) 経営者の行う開示が、経営者の直面する状況を財務諸表利用者に開示しているかどうかを監査人が確かめるといふ役割を考える場合、まず、(1): 何らかの開示基準によって、財務諸表上認識すべきとされる項目がそもそも開示されているかどうかを監査人が確かめる場合と、(2): その開示基準のもとで認識すべきとされる項目は開示されているものの(その意味では、「虚偽表示」とは言えないものの)、その開示対象項目の経営者の開示の仕方に問題があるかどうかを監査人が確かめる場合の2つが想定される。

Meigs and Larsen (1969,22) は、「十分であり有益な開示 (adequate informative disclosure)」に関して「…もし、足りないところのない (complete)

正意見を表明することになるはずである。ところが、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として、AICPA (1974) (SAS No. 2) は subject to opinion を考えていたし (24~25項)⁹⁾、AICPA (1988) (SAS No.58) は、一定の要件を満たす場合に、(他の除外事項がない時に)無限定適正意見に加えて、タイプAの未確定事項の存在について、監査人が言及するための説明区分をつける(以下、「適正意見+説明区分」とする)よう規定していた(25~26項)¹⁰⁾。

この2つの実務は、現在米国では採用されていないが、「タイプAの未確定事項」を監査人に与えた場合に、論理的にこれらの対応が成立する余地があるのかどうかは一実際の制度の動きとは独立に一検討する必要がある。そのような検討が、将来の制度設計において、subject to opinion や適正意見+説明区分を考慮する余地があるのかどうかを決める指針になるからである。

描写がなされていないのであれば、財務諸表はミスリーディングなものになるだろう。」と記している。ここでの「ミスリーディング」の意味であるが、その後の記述では「工場や設備の売却から生じる異常な利得が営業利益に含められており、明確に識別されてなかったら、財務諸表の読者は会社の収益力に関してミスリードされるであろう。」とされている。要するに、与えられている情報が少ない(あるいは情報に虚偽がある)ために、さもなければ行わなかったような判断を財務諸表利用者が行う状況を指して、「(利用者が)ミスリードされる」と言い、その少ない情報のことを「ミスリーディングな情報」と言うのだろうか。

このように、Meigs and Larsen (1969,22) から示唆を得て、あるいは一般論として、「十分な開示 (adequate disclosure)」という概念を「財務諸表利用者がミスリードされないために必要な情報の開示」と捉える場合、ミスリーディングな情報がないかどうかの監査(つまり、十分な開示が行われているかどうかの監査(AICPA (1980), 2項, AICPA (1992), 4項も参照)は、本脚注最初の段落で示した(1)~(2)のどちらの局面で問題になるのだろうか。

実は、どちらの局面でも問題になる。というのは、ミスリーディングな情報がある状況、つまり、財務諸表利用者にとっての何らかの情報の欠如は、発生源を問わないで生じるからである。なので、論理的には、ミスリーディングな情報は、(1): 経営者が特定の開示基準に従わないこと、(2): 経営者が開示基準には従っているものの、その項目の開示の仕方に問題があること、のいずれの原因によっても発生し得る。ということは、(1)~(2)のどちらの局面でも、理論的には、「開示の十分性の監査」は行われることがわかる。結局のところ、経営者の開示に監査人が同意(脚注19を参照)できるかどうかが問題になるであろう。

9) 坂柳 (2005a, 167-168) を参照。

10) 坂柳 (2005a, 170-171) を参照。

それでは、米国でかつて採用されていた subject to opinion や適正意見+説明区分を、タイプAの未確定事項に直面した場合の理論的な監査人の対応として支持しようとした場合、その論拠には、どのようなものがあるだろうか。以下でそれを紹介する。

2-1 subject to opinion が果たす情報提供機能

まず、AICPA (1974) に見られる subject to opinion であるが、「将来に起こる事象の結果が決定していなく（不確実性があり）、その結果が当期の財務諸表に反映されていないという意味で、財務諸表が（重要な）未確定の影響を受けている旨」（※）を示す記述（AICPA (1974), 39項でいう「独立の区分」及び「意見区分」を参照¹¹⁾）は、当然ながら、無限定適正意見を表明する場合には、記載されないものである。そうすると、subject to opinion は、無限定適正意見と比べて、※を示す区分（パラグラフ）の分だけ、監査報告書の形式上、財務諸表利用者に対して追加的に情報を提供するもの、ということになる。

この考え方に従うと、(1): 「“Subject-to” オピニオンの限定は、重大な不確実性についての、より明白な早期警告を財務諸表利用者に与え、それゆえ “Subject-to” オピニオンも残すべきであると信じている。」との主張¹²⁾に見られる、「重大な不確実性についての早期警告」という考え方や、(2): 「「subject to opinion」は、重要な不確実性/偶発事象に対する注意を喚起するものであり、財務諸表利用者にとって有用な「赤旗 (red flag)」である。」

11) この2つの区分については、坂柳 (2005a, 168) で紹介している。そちらも参照頂きたい。なお、AICPA (1974), 39項の subject to opinion の文例の「subject to」について、筆者は、「条件として」と訳さない。将来事象の結果が決定されていない状況（偶発事象）において、財務諸表が未確定の影響を受けている、というニュアンスを訳出するからである。坂柳 (2005a, 166-167) の脚注6を参照頂きたい。

12) AICPA (1988, 44) に記載されている、SAS No. 58に対する監査基準審議会メンバーの1人である Clancy 氏の意見を参照頂きたい。

(Robertson and Davis (1982, 662)) との記述の、「注意喚起」という考え方は、前段落※を示す記述を記載することによる、subject to opinion の果たす情報提供機能に直面したものと、位置づけられることになる¹³⁾。

subject to opinion の持つ、このような情報提供機能¹⁴⁾に注目して、会社がタイプAの未確定事項に直面している場合に、その未確定事項の存在を財務諸

- 13) 他に、(1): Taylor and Glezen (1979, 705) の「委員会 (監査基準執行委員会のこと一筆者注) が、…限定意見 (subject to opinion のこと一筆者注) を財務諸表利用者にとって有益なもの (informative) と考えたことは、かなり明白である。」との主張に見られる、「有益な」情報としての subject to opinion や、(2): News Report (1982, 12) に見られる、「subject-to という形の限定が、彼らの (銀行及び投資業界の一筆者注) 意思決定手続において「赤旗」として有用である」との考え方も、2-1 の「まず、AICPA (1974) に見られる～」で始まる段落中の※を記すパラグラフが記載されることに注目して、subject to opinion に情報提供機能がある旨を示したものと、位置づけられることになる。このような subject to opinion が、財務諸表利用者の意思決定にどのような影響を与えると考えられているかであるが、例えば、Davis (1982, 14) では次のように記されている。

「…未確定事項についての現行の監査報告上の要求は、人によっては、現時点の財政状態に深刻に影響を与えるかもしれないような将来の不確実性が存在することについて、投資家に対して「赤旗」や「警告」を与えるもの、と見られている…。おそらく、監査人によって不確実性の存在を知らされるとすぐに、利用者はその不確実性についての開示データを利用することによって、自らの意思決定を適切に修正するであろう。」

そして、そのような意思決定の修正によって、「株式リターンの分布」(Davis (1982, 13)) の評価が変わるかもしれない。以上の説明は、[Subject to opinion と、株式リターンの分布の評価の変更] の因果関係を記述した理論とは言えないが、警告情報としての subject to opinion が、財務諸表利用者にもたらす1つの帰結についての説明ではある。subject to opinion を仮に受け入れたとした場合に、それがどのような意味の警告なのか、についての読者のイメージを膨らませる1つの説明にはなっている。

- 14) subject to opinion については、AICPA (1978b, 28) で、次のようにも指摘されている。

「もし、重要な不確実性が会社に不利な形で解決されたら、会社の資源は著しく減少し、投資家及び債権者は損失を被るかもしれない。しばしば、残っている会社の資源ということに関して、監査人は彼らに対する唯一の人物であり、彼が投資家あるいは債権者による訴訟の標的になる。

何人かの監査人は、不確実性を理由として意見を限定する (subject to opinion を表明すること一筆者注) ことを求める現行の要求 (AICPA (1974) のこと一筆者注) に従うことは、望ましい法的保護をもたらすと信じている。…」(傍線筆者)

表利用者に伝達するために、監査人は—無限定適正意見ではなく—subject to opinion を採用すべき、との考えが出てくることが予想される。さて、その考えは、十分合理的であろうか。その点の検討は、4節で行う。

2-2 適正意見+説明区分が果たす情報提供機能

一方、AICPA (1988)に見られる適正意見+説明区分については、Arens and Loebbecke (1988, 38)で、次のように指摘されている([図3]を参照。)。また、Roussey et al. (1988, 46)は、次のように記している([図4]を参照。)¹⁵⁾。

また、Shank et al. (1979, 28, 30)では、1967年から1975年にかけて、不確実性に関する限定意見 (subject to opinion のこと—筆者注)が増加している原因の1つとして、次のことを挙げている。

「会計士が訴訟を受けやすくなっており、自らを防御するためのステップとして、(subject to opinion が—筆者挿入)結果的に望まれていること」(傍線筆者)

これらの説明から想定される「自らに提起される訴訟の防御」という要素は、監査人が subject to opinion を選択する際の1つのインセンティブ (誘因)である。一方、subject to opinion の「機能」という時、本稿では、財務諸表に未確定の影響を与えているところの状況があることを監査人が監査報告書で指摘した「後」で果たされる働きのことを「機能」と捉えており、subject to opinion を表明する「前」のインセンティブについては、本稿では考慮していない。

「訴訟の防御」という監査人のインセンティブは、監査人が subject to opinion を表明する場合だけでなく、後述する適正意見+ α や意見差控 (あるいは意見不表明) を選択する場合にも、原理的には考慮可能である。しかし、本稿では、特定の対応を選択する場合の監査人の行動要因については焦点を当てない。その「特定の対応」自体の合理性 (論理的成立可能性) の検討が先だからである。この検討を行わないで、特定の対応を選択する監査人の行動要因を研究しても、その成果はほとんど無意味、との批判がなされる可能性がある。従って、そのインセンティブ (例えば、提起される訴訟を回避するため、あるいは監査対象会社の株価が異常に下落するのを防ぐため等のインセンティブ) によって、監査人が特定の対応を選択するという考え方は、本稿では採用しない。

- 15) 他には、タイプAの未確定事項が存在することを示す説明区分の実務を廃止したAICPA (1995b) (SAS No.79) の公表に反対した Kilkeary 氏について、次のような記述がある (AICPA (1995b, 8))。この記述では、AICPA (1988) の説明区分の実務が、「重大な不確実性に焦点を当てる」手段として捉えられている。

「Kilkeary 氏は、不確実性についての区分 (AICPA (1988) の説明区分のこと—筆者注) は、重要な損失を生じさせる可能性がある程度ある、または高いところのそれらの重大な不確実性に焦点を当てることによって、財務諸表利用者にとって役に立つ (helpful) と信じているので、本ステートメントの公表に反対している。」(傍線筆者)

[図 3]

「財務諸表上で直接情報が開示されていても、あるいは財務諸表を注意深く分析すれば情報が開示されているのは明らかであっても、説明区分の目的は財務諸表の読者に不確実性の存在を特に知らせることである。説明区分の明白な目的は、財務諸表をさっと読むだけでは見落とされてしまうかもしれない不確実性を読者に警告することである。」(傍線筆者)

[図 4]

「SAS58号によってもたらされた3つ目の主要な変更は、財務諸表に影響を与えるかもしれない重要な不確実性について監査人が報告する際の方法である。新しいSASは、“subject to”の形の意見限定を削除したが、財務諸表に影響を与えるかもしれない重要な不確実性がある時に、(意見区分の後で)監査報告書に説明区分を加えることを監査人に要求することによって、「赤旗」(“red flag”)概念を維持している。…」(傍線筆者)

AICPA (1988), 32項が規定する監査報告書の形式上は、タイプAの未確定事項に直面した監査人は、他の除外事項がない状況で、無限定適正意見を表明し、無限定適正意見を表明したその区分(意見区分)の後に説明区分を加える(坂柳(2005a,171)を参照)。その説明区分には、本質的には、2-1で述べたAICPA(1974)のsubject to opinionの記載形式と同様に、「将来に起こる事象の結果が決定してなく(不確実性があり)、その結果が当期の財務諸表に反映されていないという意味で、財務諸表が(重要な)未確定の影響を受けている旨」(*)が記載される。タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の選択肢としてのsubject to opinionと、AICPA(1988)の適正意見+説明区分は、共に上記*の記載を監査報告書上行う点は、共通なのである¹⁶⁾。

16) 本文中の*の記載が、AICPA(1988), 32項が示すように、無限定適正意見を表明した意見区分の後の説明区分でなされると、その記載は、適正意見とは別個になされた、という印象を財務諸表利用者に与える。それに対して、AICPA(1974)のsubject to opinionを監査人が選択する際に、2-1で指摘したAICPA(1974), 39項の「独立の区分」と「意見区分」にまたがって本文中の*の記

subject to opinion と適正意見+説明区分に、監査報告書の形式上の共通点があるなら、その対応が財務諸表利用者に対して果たす機能も共通しているはずである。2つとも、他の除外事項がない状況で、監査報告書に記載される前段落の※が、監査報告書の形式上、財務諸表利用者に対する情報提供機能を果たすということになる。

そうすると、適正意見+説明区分について、[図3]・[図4]で紹介した、「読者に警告」([図3])とか、「赤旗」([図4])という特徴は、本稿では、上で指摘した意味での情報提供機能に注目したもの、と位置づけられることになる¹⁷⁾。2-1で指摘したのと同様に、ここでも適正意見+説明区分の持つ

載がなされると、次のような問題が生じる。

それは、※の記載は、※の記載がなければ表明されたはずの無限定適正意見を変更するのか、それともしないのか、という点である。以下に示す AICPA (1978b, 25) が、AICPA (1974)、39項の subject to opinion の記載例が抱えるこの問題を念頭に置いていたなら、それは正当である。

「利用者にとっての混乱「subject to」という形の限定の意味と趣旨は、理解するのが困難である。監査人の意図が、単に他で十分開示されている情報に焦点を当てることにあるのか、あるいは財務諸表上の欠陥を示すことにあるのかを、利用者が知る方法は全くないため、「subject to」というフレーズは、彼らにとってははっきりしないものである。…」

- 17) AICPA (1988) で規定されている説明区分が財務諸表利用者の意思決定にどのような影響を与えると考えられるかであるが、Bamber and Stratton (1997, 3) には、次のような説明がある。

「SAS No.58は、監査報告書の第4区分において、特定の重要な不確実性について開示するよう監査人に要求した (AICPA (1988))。この開示が将来キャッシュ・フローについての追加的な情報を与える限りにおいて、あるいは将来キャッシュ・フローについての不確実性が与える影響の方に利用者の注意を向けさせる限りにおいて、監査報告書の修正 (説明区分を加えること—筆者注) は、銀行の融資担当者にとって有益なはずである。銀行の融資担当者は、その会社が提案した融資を行うことができるかどうかを決定しなければならない。それには、その会社のその時点の財政状態と将来キャッシュ・フローを評価することが必要になる。本研究の参加銀行の典型的な貸付意思決定は、実際の融資申込みの受入れ、拒否の決定に加えて、融資申込みについての直接的なリスク評価や、(プライムレートを上回る) 利率プレミアムをつけることを、その中身としている。…」

銀行の融資担当者であれば、業務の性質上、上に示されているようなことが意思決定の中身に入るので、上記説明は、彼らのあり得る行動の記述として興味深い。ただし、上記説明は、説明区分の実務を与件とした場合のものであることには注意が必要である。

このような情報提供機能に注目して、タイプAの未確定事項に会社が直面した場合に、監査人は、無限定適正意見に加えて、その未確定事項の存在を財務諸表利用者に伝達するべく、説明区分を加えるべき、との主張が出てくるのが予想される。この主張の合理性の検討も、4節で行われる。

2-3 適正意見+ α が果たす情報提供機能 — 特記事項と追記情報

タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として、AICPA (1988) は、一定の要件を満たす場合に、32項で規定されている説明区分をつけるよう求めていた。この説明区分は、監査人の意見が記載される意見区分とは別個に監査報告書上記載される。ということは、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応を、他の除外事項がない状況で、適正意見+ α と表したら、その α にAICPA (1988) の「説明区分」は収容されることになる。

このように監査人の対応を一般化して記述するのは、無限定適正意見とは別個に、一定の要件を満たした時に監査報告書に何かを記載するよう監査人に要求する実務があった場合、それを全て α に収容してしまえば、分析が簡単になり、かつ、分析の取りこぼしがなくなるからである。この α は、無限定適正意見とは別個に記載されるのだから、その意味では全て監査報告書の形式上、財務諸表利用者に対する「情報提供」の意味を持っている¹⁸⁾。

この α に収容される項目として、かつて日本の実務で採用されていた特記事項や、現在日本で採用されている追記情報がある。その中身を以下に示す。

18) 他には、AICPA (2004, 557) (国際監査基準 (ISA) 700, 30, 32項) の、「財務諸表の脚注に含まれているところの、当年度の財務諸表に影響を与える事項に焦点を当てるための事項強調区分 (an emphasis of matter paragraph)」がある。なお、AICPA (2004, 557) (ISA700, 32項) に見られる“a significant uncertainty”という概念であるが、33項 (AICPA (2004, 557)) の事項強調区分の記載例が、「経営者とその事項の最終的な結果を決定できず、財務諸表上引当金を認識していない」(※) 状況を前提にしており、経営者の※の判断を監査人が除外事項にすることは、AICPA (2004, 557-558) (ISA700, 30~35項) では想定されていないことを考えると、ISA700, 30~35項は、上記※の経営者の判断に、監査人が同意している場合を考えていることがわかる。ということは、上に示した“a significant uncertainty”は、本稿のタイプAの未確定事項を指していることになる。

まず、特記事項の実務であるが、1991年改訂監査基準の「第三 報告基準四」及び「監査報告準則 五 特記事項」の規定、及び日本公認会計士協会(1992)、2項、3項の規定は、次のようになっている（〔図5〕を参照）。

〔図5〕からわかるように、特記事項は、監査人が「特に必要と認める事項」を記載した「注意的情報」であり「警報的情報」と捉えられていたことがわかる。次に問題になるのは、特記事項の記載要件だが、特記事項の記載対象になる偶発事象は、脚注4で述べた日本公認会計士協会(1992)、8項の偶発事象である。その偶発事象の中の偶発損失のうち、(1):「① 発生の可能性の高い偶発損失」のうちの「(イ) 金額が合理的に見積もれないもの」(同9項)と、(2):「② 発生の可能性が①ほど高くないが、ある程度予想される偶発損失」(同9項)について、同10項は、次のように記している（〔図6〕を参照）。

〔図6〕より、実際に特記事項の記載対象とするかどうかについては、監査人は、「将来発生する可能性のある損失の見込額又は予測額の重要性」を検討するよう求められていることがわかる。特記事項の記載対象になる偶発事象(偶発損失)について、損失金額の見積もりができないと経営者が判断し、監査人がその経営者の判断に同意¹⁹⁾している状況は、本稿のタイプAの未確定事項である。よって、タイプAの未確定事項に直面した場合の選択肢として、他の除外事項がない状況で、適正意見+特記事項が想定できることになる。

次に、2002年に改訂された監査基準では、特記事項は廃止され、新たに追記情報が新設された。2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 七 追記情報」と「監査基準の改訂について 三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報 ①」には、次のように記されている（〔図7〕を参照）。

〔図7〕によると、監査人が「説明を付す」あるいは「強調する」必要があると判断して監査報告書に記載される追記情報は、監査人の意見表明とは明確

19) ここでの「同意」は、坂柳(2005a,159-160)の脚注1で説明した「同意」である。そちらを参照頂きたい。本稿の本文や脚注に出てくるその他の「同意」についても、同様である。

【図 5】

「監査人は、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる重要な事項を監査報告書に記載するものとする。」(監査基準 第三 報告基準 四)

「重要な偶発事象、後発事象等で企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる事項は、監査報告書に特記事項として記載するものとする。」(監査報告準則 五 特記事項)(傍線筆者)

「特記事項は、財務諸表に注記されている重要な偶発事象、後発事象等で会社の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため、監査人が特に必要と認める事項を監査報告書に重ねて記載することによって強調し、それによって利害関係者へ注意的情報又は警報的情報を提供するものである。」(日本公認会計士協会(1992), 2項)(傍線筆者)

「特記事項は、監査報告書に記載されるが監査意見を構成するものではないため、その記載に当たっては監査意見と混同される可能性のある語句又は表現を用いてはならない。…また、特記事項の記載は、利害関係者が理解できるように、平易な語句でかつ簡潔明瞭な表現でなければならない。通常、財務諸表に記載されている注記と同一又はそれを要約した記載となる。」(日本公認会計士協会(1992), 3項)(傍線筆者)

【図 6】

「特記事項の記載対象となる偶発事象は、上記のうち①(イ)及び②の偶発損失に該当し、かつ、当該事象が発生した場合には著しく重要な損失が見込まれるものである。これらの事象の特記事項として記載するか否かの判断に当たっては、その記載が企業経営に与える影響の重大さにかんがみ、監査人は、将来発生する可能性のある損失の見込額又は予測額の重要性を慎重に検討しなければならない。」(日本公認会計士協会(1992), 10項)(傍線筆者)

に区分されるもの、とされていることがわかる。そうすると、他の除外事項がない状況で、追記情報は、先に示した監査人の対応の図式 [適正意見 + α] の α に該当することがわかる。ということは、追記情報は、監査報告書の構造上、財務諸表利用者に情報提供を果たすものということになる。

実際、以下に示す、日本公認会計士協会(2003)の「Ⅲ 証券取引法監査に

〔図7〕

「監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、監査報告書に情報として追記するものとする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象
- (4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違」(監査基準 第四 報告基準 七 追記情報) (傍線筆者)

「監査人による情報の追記について示した。本来、意見表明に関する監査人の責任は自らの意見を通しての保証の枠組みのなかで果たされるべきものであり、その枠組みから外れる事項は監査人の意見とは明確に区別することが必要である。このように考え方を整理した上で、財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する場合には、意見の表明と明確に区分し、監査人からの情報として追記するものとした。…したがって、除外すべき事項を追記情報として記載することはできない。これに関連して、監査人の意見との関係が曖昧であるとの指摘もある特記事項は廃止した。」
(監査基準の改訂について 三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報 ①) (傍線筆者)

における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書 ⑤追記情報 (㊦)追記情報の記載における重要性」には、「情報の提供」という記述が見られる (〔図8〕を参照)。一方、同じく日本公認会計士協会 (2003) の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書 ⑤追記情報 (㊦)偶発事象」には、追記情報の記載要件が示されている (〔図9〕を参照)。

〔図9〕より、追記情報を記載するかどうかを決定するに当たって、監査人は、「将来発生する可能性の程度及び損失の見込額又は予測額の重要性」を判断する。追記情報の記載対象になる偶発事象 (偶発損失) のうち、経営者が損失金額の見積もりができないと判断し、監査人がその経営者の判断に同意して

いる状況は、本稿のタイプAの未確定事項になる。よって、タイプAの未確定事項に直面した場合の選択肢として、他の除外事項がない状況で、適正意見+追記情報が想定できることになる²⁰⁾。

[図 8]

「追記情報を記載するか否かは、専門家としての監査人の判断による。その記載の目的は利害関係者への情報の提供であり、監査対象である連結財務諸表に関する利害関係者の判断に資するものでなければならない。」(傍線筆者)

[図 9]

「偶発事象は、利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できる。偶発損失はその発生の可能性の程度に応じて次のように分類される。

- a 発生の可能性の高い場合
 - i) 金額の見積りが可能な場合
 - ii) 金額の見積りが不可能な場合
- b 発生の可能性がある程度予想される場合
- c 発生の可能性が低い場合

現行制度上、上記 a i) については引当金が計上され、それ以外については必要な注記が行われることになる。

これらの事象を追記情報として記載するか否かの判断に当たっては、その記載が企業経営に与える影響の重大さに鑑み、監査人は将来発生する可能性の程度及び損失の見込額又は予測額の重要性を慎重に検討する必要がある…。」(傍線筆者)

20) タイプAの未確定事項につき、AICPA (1978a), そしてAICPA (1988) で想定されているタイプAの未確定事項は、損失をもたらす事象の発生可能性が、「ある程度ある (reasonably possible)」以上の場合を念頭に置いていた (坂柳 (2005a, 163-172) を参照。)。しかし、未確定事項は、タイプAでもBでも、監査人が将来事象の結果を判断できない場合で、経営者が財務諸表上見積もりを行っているかどうかだけを問題にする概念である。坂柳 (2005a), 坂柳 (2005b), そして本稿 [図 1] で紹介したタイプAの未確定事項について、特に事象の発生可能性についての言及をしていないのは、そのためである。

3. タイプAの未確定事項に直面した場合の選択肢

— 意見差控と意見不表明

タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として、もう1つ考えられているのは、意見差控であった。AICPA (1974), 25項の脚注8には、次のように記されている ([図10] を参照。) ²¹⁾。

このAICPA (1974) 及び脚注21のAICPA (1988) は、監査人が意見差控を選択することを妨げない旨を規定してはいるが、論理的に監査人がなぜ意見差控を選択することになるのかを説明しているわけではない。一方、AICPA (1974) とAICPA (1988) の意見差控に関連して、Carmichael and Pany (1993,50) は、次のように記している ([図11] を参照)。

また、タイプAの未確定事項に直面した場合の意見差控について、鳥羽 (1994, 333-334) は、次のように述べており ([図12] を参照。鳥羽 (1994, 384-385) にも、同様の記述が見られる。) ²²⁾、山崎 (1998,94) は、[図13] のように述

AICPA (1978a), そしてAICPA (1988) がタイプAの未確定事項を問題にする時、損失をもたらす事象の発生可能性が「低い」場合を考えていないのは、その状況で経営者が注記開示を行うとは考えていないからであろう。経営者が注記開示も行わず、監査人もその判断に同意している場合には、その状況を監査人の対応問題を考える上で特に問題にする意味はないだろう。

「偶発事象 (偶発損失) が注記に開示されること」が、未確定事項を問題にする際の前提なのであれば、追記情報の記載対象になり得るところの、[図9] の損失の「発生可能性が低い場合」であっても、その状況で経営者による自発的な注記開示—例えば、ある事象の発生する可能性は低いが、その事象が発生した場合に被る損失金額は、見積もれないが、著しいものになる可能性があること—の注記開示—がなされる場合には、その状況については、タイプAの未確定事項について議論する意味があることになる。

- 21) AICPA (1988), 16項の脚注11にも、同様の記述がなされている。以下を参照頂きたい。

「不確実性があることを識別するために、監査報告書に説明区分を加えることは、本節で熟考されているように、財務諸表利用者に十分に情報を与えることに役立つ。しかしながら、本節では、不確実性が問題になる場合に、監査人による意見表明の差控えを妨げるのを意図するものは何もない。…」(傍線筆者)

- 22) [図12] の鳥羽 (1994, 333-334) が、タイプAの未確定事項を念頭に置いていることは、坂柳 (2005a,175) で指摘した。そちらを参照頂きたい。

[図10]

「委員会（監査基準執行委員会のこと―筆者注）は、本ステートメントで熟考された不確実性と監査人の意見の限定についての説明は、財務諸表利用者に十分に情報を与える（inform）ものであるべきである、と信じている。しかしながら、本ステートメントでは、不確実性が問題になる場合に、監査人による意見表明の差控えを妨げるのを意図するものは何もない。…」（傍線筆者）

[図11]

「問題は、意見表明が可能でないのはいつなのかについて、監査基準書第2号が指針を示さなかったことである。権威ある文献の穴を埋めるべく、いくつかの監査法人は、いつ意見差控えが必要なのかについて、自らの固有の指針を作った。通常の場合、そうした指針は―法人間で表現の違いこそあれ―意見差控えは、意見を表明する実質がなくなるほど、その不確実性がクライアントの財政状態や経営成績を不明瞭なものにしている（overshadowed）時に出されるべきだということの規定していた。…」（傍線筆者）

べている。これらの見解の合理性の検討は、4節で行われる。

一方、日本の監査制度上、1966年改訂による「監査報告準則 四 財務諸表に対する意見の差控え」には、[図14]のように記され、その解説として、佐藤他（1966,156-157）は、[図15]のように記していた²³⁾。そして、1991年改訂による「監査報告準則 四 財務諸表に対する意見の表明の差控え」では、[図16]のように記されていた。この規定について、新井・村山（1992,116-117）は、[図17]のように述べている。

[図15]によると、日本の監査制度上は、[図14]中の「重要な監査手続が実施されなかつたこと等…」の「等」にタイプAの未確定事項を含めていたことがわかる。また、[図16]の「重要な監査手続を実施できなかつたこと等…」

23) [図15]の佐藤他（1966,156-157）の「異常な未確定事項」が、タイプAの未確定事項であることの証明は、坂柳（2005a,172-174）で行った。そちらを参照頂きたい。なお、坂柳（2005a,173）の上から2行目の佐藤他（1966,156）の引用で、「予測される…」は、「予想される…」の誤りである。訂正頂きたい。

[図12]

「会計上の認識・測定が不可能な未確定事項が存在している場合

この場合とは、いわゆる重大な未確定事項が存在している場合である。財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある事象の発生原因はすでに生じているのであるが、かかる事象が最終的にどのような形で決着するかを経営者も監査人も予測することができず、そのため、その事象を会計的に認識・測定することができない場合である。たとえば、被監査会社を相手取った巨額の損害賠償責任訴訟や法的請求、税金をめぐる税務当局よりの訴訟等は、その例である。通常、これらの事象が生じた場合には、会計的には、偶発債務として財務諸表に開示される。かかる開示が不十分であれば、監査人はこれを開示にかかる除外事項として処理し、限定意見または否定的意見を表明することになる。

未確定事項を理由とした意見差控とは、このような取扱の考え方とは本質を異にしている。たとえ偶発債務にかかる開示が十分に行われていたとしても、当該事象が被監査会社にとって最も不利な形で確定した場合における影響が甚大で、そのため現在の企業の経済的実態を一変させてしまうような場合には、監査人は、当該未確定事項が及ぼす潜在的な会計的効果の重大性を理由として、財務諸表そのものに対する意見の表明を緊急避難的に差控えてしまうのである。…」(傍線筆者)

[図13]

「すでにみたように、アメリカにおいては、未確定事項解消時の重大な損失額または潜在的な損失幅を合理的に見積もることができない場合がある、と考えられているが、われわれは、少なくとも、そうした重大な損失の発生可能性がほぼ確実である場合には、監査人が潜在的な損失幅の上限を見積もることができるのではないかと考えている。未確定事項が存在する場合、監査人は、そのままでは、財務諸表の信頼性が一定の程度であることを確信することはできない。これは、監査範囲を制限された場合と同様である(原文の脚注1を表す記号は省略—筆者注)。こうした未確定事項は、財務諸表全体の信頼性に対して潜在的な影響を及ぼす。換言すれば、潜在的な損失幅の上限分だけ財務諸表全体の信頼性の程度が「低下」する可能性がある。監査人は、そうした財務諸表に及ぼす潜在的な影響が、無視することはできないが、あくまで部分的なものにとどまっていると判断した場合には、意見限定付適正意見を表明し、そうした財務諸表に与える潜在的な影響が財務諸表全体の信頼性に及んでいると判断した場合には、意見差控えを行うべきであるとわれわれは考える…。」(傍線筆者)

[図14]

「監査人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等の理由により自己の意見を保証するに足る合理的な基礎が得られず、財務諸表に対する意見の表明ができない場合には、財務諸表に対する意見を差し控える旨及びその理由を記載しなければならない。」（傍線筆者）

[図15]

「監査人が意見の表明を行なうことができない場合とは、意見を形成するのに必要な合理的な基礎をえられないときであり、したがって、監査を実施した結果十分な証拠を入手できないときに限られる。

十分な証拠を入手できない場合とは、監査範囲に著しい制限があつたとき、財政状態および経営成績に重要な影響をおよぼすおそれのある異常な未確定事項 (unusual uncertainties) が存在しているときである。

……

異常な未確定事項とは、訴訟、税務上の問題など、監査意見決定当時において、監査人側も、会社側もその結果をまったく予測することができず、いわゆる天のみぞ知る、といった状況をいう。こういう未確定事項が存在していれば、どんなに監査手続を追加しても、その影響額について合理的な決定を行なうことは不可能である。このような場合、しかもその結果次第によつては、会社の基盤に重大な影響があるほど著しく巨額であることが予想される場合には、監査人は意見差控を行なわなければならない。その影響額が著しく巨額でない場合には、限定付適正意見となることは、監査範囲の制限の場合と同じである。

以上、二つの異なつた条件のいずれかに該当する場合に意見差控ということになるが、そのうち未確定事項は比較的最近に採り上げられた事項であり、これを準則上明らかに規制することは、日本の現状ではまだ時期尚早であるとのことから、これを「等」であらわすこととしたのである。」（傍線筆者）

の「等」について、[図17]は、「この「等」は、旧準則の場合と同様、未確定事項を意味するものと解される」としている。旧準則の「未確定事項」は、[図15]の未確定事項、つまり、タイプAの未確定事項である。そうすると、[図16]の「重要な監査手続を実施できなかつたこと等…」の「等」にも、タイプAの未確定事項が含まれていたということになる。

[図16]

「重要な監査手続を実施できなかつたこと等の理由により財務諸表に対する意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、財務諸表に対する意見の表明を差控える旨及びその理由を記載しなければならない。」(傍線筆者)

一方、[図15]では、「どんなに監査手続を追加しても、その影響額について合理的な決定を行なうことは不可能である」ことを理由に、意見差控が導かれている。この「影響額」であるが、「財政状態および経営成績に重要な影響をおよぼすおそれのある」という表現から見ると、ここでの「影響額」とは、「監査対象になっている財務諸表に与える影響額」であることがわかる。このような意味での影響額を監査人が決定できないのは、[図15]の表現を使えば、将来事象の結果を「まったく予測することができ」ないからであり、筆者の言葉で言えば、「将来事象の結果が判断できない」から、ということになる²⁴⁾。

他方、[図17]は、[図16]を受けて、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応が意見差控になることを示している。[図17]は、(1): 特許権侵害訴訟のような裁判の帰趨が、「会社や監査人の立場では予想することができない」状況、(2): 「裁判の結果が会社にとって不利となる可能性が十中八九となってきたと判断されてもその金額を合理的に見積ることができない」状況を例示し、このような場合には、監査人が「どのような監査手続を実施しても、その結果を判断してその影響額を合理的に見積もることは不可能」であることを根拠に意見差控という結論を導いている²⁵⁾。

24) [図14]と[図15]の関係であるが、意見差控を導く[図15]の説明は、当年度の財務諸表に与える影響額を監査人が決定できないことを理由に挙げている点で、[図14]に見られる「自己の意見を保証するに足る合理的な基礎が得られないことを理由にした意見差控の説明よりも、中身がより具体的になっていることがわかる。

25) 本文中の(1)は、裁判の帰趨(結果)という事象の発生可能性が、会社や監査人にとって不明である状況を念頭に置いているため、厳密に言えば、裁判の結果の「見積もりが可能かどうか」という問題とは異なる。[図17]は、この点を特に意識せず、本文中(1)と(2)の状況で、監査人が「影響額を合理的に見積もることは不可

[図17]

「監査人が財務諸表に対する意見を表明することができず、意見の表明を差控えなければならない場合とは、財務諸表に対する意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときである。合理的な基礎が得られない場合とは、監査実施過程において十分な監査証拠を入手できないときである。十分な証拠が入手できないときとして、準則は「重要な監査手続が実施できなかったこと等」と規定しており、旧準則の規定と変更はない。この「等」は、旧準則の場合と同様、未確定事項を意味するものと解される（原文の脚注8を表す記号は省略—筆者注）。したがって、十分な証拠が入手できない場合とは、監査の範囲に著しい制限があったとき、異常な未確定事項が存在するときである。」（傍線筆者）

「異常な未確定事項が、十分な監査証拠が入手できない場合として、意見表明の差控の対象となるのは、特許侵害訴訟のように、請求されている賠償金額は巨額であるが、その裁判の帰趨は、会社や監査人の立場では予想することができない場合か、または裁判の結果が会社にとって不利となる可能性が十中八九となってきたと判断されてもその金額を合理的に見積ることができない場合である。このような場合には、監査人はどのような監査手続を実施しても、その結果を判断してその影響額を合理的に見積もることは不可能である。しかしながら、その結果次第では、会社の経営基盤に重大な影響を及ぼすかもしれない。こういった巨額の訴訟等がある場合には、意見の表明を差控えなければならないと解すべきであろう。」（傍線筆者）

ここでの「影響額」も、[図17]中の「その金額を合理的に見積ることができない」という表現から判断すると、「監査対象になっている財務諸表に与える影響額」、つまり、[図15]に出てくる「影響額」と同様であることがわかる。このような意味での影響額を監査人が「合理的に見積ることができない」のは、

能」と判断する場合（※）を考えている。[図17]の主張を正確に理解する上では、※だけに注目していればよいのだが、将来に起こる事象の発生可能性が、経営者にも監査人にも不明である場合の監査人の対応については、別途考慮が必要である。

もっとも、経営者にとって将来事象の発生可能性が不明といっても、ある程度は見込まれている場合に、損失金額が見積もれる偶発損失について、引当金ではなく当該偶発損失の注記開示を経営者が選択していた時、監査人がその経営者の対応が適切であるかどうか判断できない場合の対応については、坂柳（2001,186-190）で指摘されている。

筆者の言葉で言えば、「将来事象の結果が判断できない」からであろう²⁶⁾。

なお、監査人が「その影響額を合理的に見積もることは不可能」という言い方であるが、見積もる行為は財務諸表を作成する経営者であって、監査人ではないという考え方からすると、[図15]に出てくるように、「合理的な決定」という言い方が、自然であろう。「どんなに監査手続を追加しても、その影響額について合理的な決定を行なうことは不可能」なので、将来事象の結果について、見積もりができないとの経営者の判断に、監査人は同意するわけである。以下では、監査人の判断については「影響額を決定できない」という言い方をするにすることにする。

制度の紹介の最後として、2002年改訂の監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定を示す（[図18]を参照。）。この[図18]の「将来の帰結が予測し得ない事象又は状況」（※）の主語であるが、この規定が監査基準であることを考えると、その主語に監査人は当然含まれることがわかる。そうすると、※は、坂柳（2005a）、坂柳（2005b）、そして本稿で想定するような、「監査人が将来に起こる事象の結果を判断できない状況」に含まれる。

それでは、前段落※は、タイプAの未確定事項なのであるだろうか、それともタイプBの未確定事項なのだろうか。この規定について、多賀谷（2002,39）、山

[図18]

「監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。」（傍線筆者）

26) ここでも、[図16]と[図17]の関係が問題になる。意見差控を導く[図17]の説明は、当年度の財務諸表に与える「影響額を合理的に見積もることは不可能」であることを理由に挙げている点で、[図16]に見られる「財務諸表に対する意見を形成するに足る合理的な基礎が得られない」ことを理由にした意見差控の説明よりも、中身がより具体的になっていることがわかる。

[図19]

「…いわゆる未確定事項がある場合の取扱いを定めている。…」(多賀谷(2002, 39))(傍線筆者)

「なお、未確定事項と呼ばれる将来の帰結が予測できない事象や状況が生じ、…」(山浦(2002, 21))(傍線筆者)

浦(2002,21)は、それぞれ次のように述べている([図19]を参照)。

[図19]を見ても、「未確定事項」と記されているだけで、その未確定事項がタイプAなのかBなのかはわからない。しかし、少なくともタイプAの未確定事項は排除されてない。従って、監査人がタイプAの未確定事項に直面している場合に、[図18]に見られるような意見不表明が選択される余地があることになる²⁷⁾。

次に、[図18]が監査人に意見不表明の余地を認めている理屈であるが、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて」という言い方からすると、[図18]は、監査人にとって、監査手続については何の制約もなかったが、監査人が「将来の帰結が予測し得ない事象又は状況」に直面している場合を考えていることがわかる。そのような監査人には—「状況の影響」という言い方が適切かどうかという問題はあるが—、「財務諸表に与える当該事象又は状況の影響」について、それが特に複合的かつ多岐にわたる場合には、決定できないことが当然想定できる。ここでの「影響」とは、将来の何らかの事象の発生が考慮されているので、監査対象年度の財務諸表への金額的な「影響額」が当然対象に

27) 「意見不表明」という言い方は、以下に示す内藤・那須(2002,33)に従ったものである。

「さらに、損害賠償請求訴訟や係争事件に代表されるような将来の帰結が予測し得ない事象や状況が生じ、その帰結が財務諸表に対して与える影響が複合的で多岐にわたるために、入手した監査証拠の範囲では意見の表明ができないとの判断を監査人が下すこともあり得ることが明記されている。従来このようなケースでは、意見差控えと呼称されていたが、今回の改訂では、監査契約の履行責任の観点から差控えという表現をやめ、意見を表明しない旨という表現が用いられている。…」

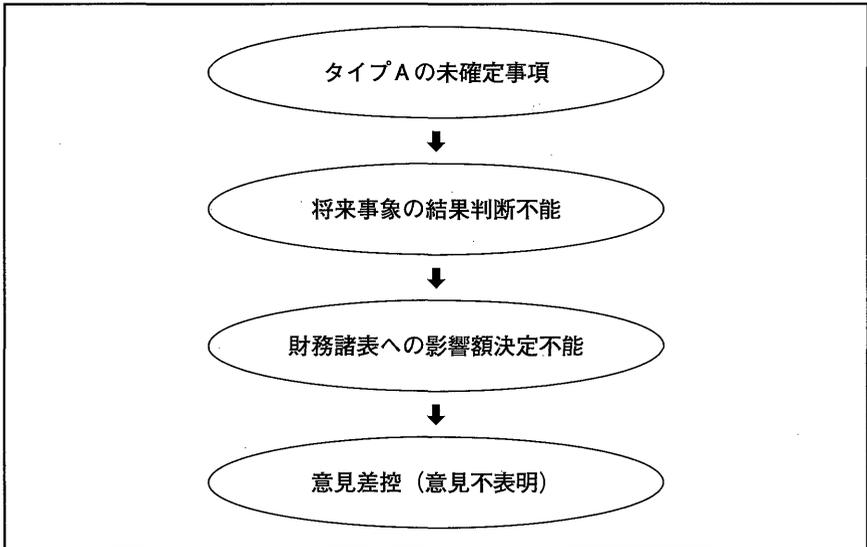
なっていると考えられる。以上から判断すると、[図18]の意見不表明は、本稿のフレームワークで捉え直すと、監査人にとって将来事象の結果が判断できないことによって、財務諸表に与える影響額が決定できないことを理由にした意見不表明であることがわかる。

以上のように、日本の監査制度上、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応として、意見差控（あるいは意見不確表明）を導く論理を、筆者の視点で図式化すると、次のようになる。

[タイプAの未確定事項に監査人が直面している⇒将来事象の結果が監査人に判断できない⇒監査対象になっている財務諸表に与える影響額が決定できない⇒意見差控（あるいは意見不表明）]

以下の[図20]も参照して頂きたい。上の図式や、この[図20]の説明の妥当性については、4節で検討する。

[図20] 一日本の監査制度上、意見差控（あるいは意見不表明）を導く図式



4. タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応

— 代替案の合理性の検討

2節、3節では、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応として、「無限定適正意見のみ」以外のものを紹介した。本節では、それらの対応が理論的に成立するかどうかを検証する。監査人の対応が、ある特定のものになる、と主張する場合には、その他の対応がなぜだめなのかを分析する必要があるだろう。まず、2節で紹介した、subject to opinion と適正意見+ α の合理性の検討から始める。

4-1 情報提供の議論の合理性

subject to opinion と適正意見+ α を採用する論拠と考えられたのは、「警告」等の性質で語られる情報を財務諸表利用者に提供するためであった。ところが、これらの対応がなぜ「情報提供」の機能を果たすのかと言えば、それは無限定適正意見のみを表明する場合の監査報告書の形式と比べて、監査報告書に何かの追加的な記載が行われるからであった。

ということは、情報提供の機能を果たすと言っても、それは、既に subject to opinion なり適正意見+ α なりを監査人が監査報告書上で選択した場合を問題にしているからである。これからタイプAの未確定事項に直面した場合の対応を考えようとしているのに、言い換えれば、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応がどうなるか自体に争いがあるのに、特定の対応を予め与件とし、それが果たす機能に注目してその存在意義を主張するのは、研究上適切ではない。

特定の対応を与件にすれば、原理的には、どんな説明も可能になる。しかし、その説明がもっともらしいかどうかを決めるには、最終的には、その理由説明のもとで、その対応が論理的に導けるかどうかを検証しなければならないはずである。そうであれば、最初から筆者のような、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応を正面から問う、という議論のスタイルをとらざるを

得なくなるはずである。特定の実務を与件として議論する場合でも、究極的には、筆者の行うような演繹的な議論が避けて通れないわけである。

今の場合、監査人の対応を導くための前提として用いているのは、(1):「タイプAの未確定事項」という状況と、(2):監査人が、財務諸表がGAAP(一般に認められた会計原則)に準拠しているかどうかを確かめるという役割だけである。この状況では、他の除外事項がなく、タイプAの未確定事項についての開示が十分なされていることを確かめたら、監査人の対応は、「無限定適正意見のみ」にしかならないはずである。

それにもかかわらず、subject to opinion を表明する際の記載(2-1の最初の段落の※の記載)や、説明区分等の α がなぜ必要なのだろうか。subject to opinion や適正意見+ α を支持する論者は、この点をまず論証する必要がある。読者の方は、どう思われるだろうか。

もちろん、「社会の期待に応えるため、財務諸表利用者に対して、警告等の性質で語られる情報を提供する」という目的(※1)を立てれば、subject to opinion や適正意見+ α の選択肢も考えられる旨、主張する論者がいるかもしれない。しかし、財務諸表に十分に開示されていることが監査人によって確かめられた未確定事項の情報では、なぜ「財務諸表利用者へ警告等の性質で語られる情報を提供する」と言えないのだろうか。subject to opinion や適正意見+ α を支持する論者や、そうした実務を与件とした研究を行う論者は、以上の点を明らかにする必要がある。上記※1のような目的を立てることが、そのままsubject to opinion や適正意見+ α を支持することにつながるなら、それは、「subject to opinion や適正意見+ α を選択すべき状況にあるから、監査人はそれらの対応を選択する。」と言っているだけである。そのような主張は、理論的な説明とは言わないであろう。上記※1の目的を立てる場合に、なぜ「無限定適正意見のみ」の選択肢が排除されるのかが論証される必要がある。

また、「適正意見に α を加えるかどうか、あるいはsubject to opinion を表明するかどうかは、監査人の判断に任せる」(※2)という考え方もあり得る。しかし、「監査人の判断に任せる」と言った瞬間、議論は場当たりのものに

なり、一般性を欠くことになる。一般性を欠く議論は、理論研究にとっては致命的である。構築した理論フレームワーク通りに制度設計はできない旨の批判も考えられるが、それでは何に基づいて制度設計を行うのだろうか。そうした批判には、読者から「非生産的」との評価が下るだけであろう。

そもそも、「個々の監査人の判断に任せればよい」旨主張する論者は、なぜその選択肢の中に、適正意見+ α や subject to opinion（あるいは、意見差控や意見不表明を考えてもよいだろう）を入れなければならないのかを、まず証明しなければならないはずである。前段落※2の考え方は、これまで考えられてきた適正意見+ α や subject to opinion を与件としており、一見、監査人の対応問題に柔軟に対処しているようで、本質的な問題—タイプAの未確定事項に直面した場合の対応がどうなるのかという問題—に有効な解答を与えていない。

実際の制度上、subject to opinion や適正意見+ α が、何かの理由で社会の構成員に「好ましい」と判断され、排除されない時があった（ある）かもしれない²⁸⁾が、それらを採用する理論的な根拠はないことに注意が必要である。subject to opinion や適正意見+ α を制度上で支持しようとする場合には、「理論的な根拠がないのに、なぜ採用するのか」の問いに、絶えず答える必要があるように思われる。本稿では、紙幅の都合のため、情報提供を根拠にして

28) 例えば、subject to opinion を望む主張として、News Report (1982,12) は、次のように記している。

「限定 (subject to opinion のこと—筆者注) は、我々の評価プロセスの中では、1つの要素でしかない。」と、あるアナリストは言及し、「しかしそれは、財務諸表の脚注の1つあるいは1つ以上の特定の側面を突き止めるように我々を導いてくれる。それは旗なのである。そして、」と彼は、以下のように続けた。…」

subject to opinion に見られる情報提供の側面を求める声は、適正意見+ α や、「無限定適正意見のみ」以外の対応という意味では、意見差控（あるいは意見不表明）を支持する根拠としても、用いられるのかもしれない。しかし、論証を無視したまま、何か「好ましい（望ましい）」かどうかによって、特定の結論（例えば、subject to opinion 等の監査人の対応）を導いたり、導かなかったりする議論は、少なくとも研究上の議論ではない。なので、極端な言い方をすれば、今日決まったことが明日には変わる脆弱な構造を持っている。筆者は、そのような議論はしない。他の研究者はそうした議論をするのだろうか。

subject to opinion や適正意見 + α を否定しない記述が見られる文献を十分紹介できなかったかもしれないが、今後登場する文献は、これまで述べてきた問題について、筆者を含めた読者に対し、明確な解答を与える必要があるだろう。

4-2 開示基準の不十分さを根拠とする主張の合理性

一方、昨今の文献では、[図21] に示す内藤 (1996, 78-79) のような主張も見られる。まず、[図21] の①の部分であるが、(1): 「監査報告において、監査人の立場から不確実性情報に関する追加的な情報提供を行い、会計実践の熟成に大いに寄与するという役割を果たした」という記述、そして、(2): 「企業のリスク・不確実性情報に関する監査報告書の説明パラグラフの記載」という記述から見て、この [図21] の①は、AICPA (1988) が規定していた説明区分の記載実務に関して、監査人が果たすと考えられる役割についての解釈を示していることがわかる。そして、[図21] の②にあるように、「企業のリスク・不確実性情報に関する会計実践」が「一般に認められた会計原則のレベルまで、ディスクロージャー基準が制定・整備される」段階になると、「情報提供の機能はその役割を終えて」、「情報内容の信頼性を証明する機能」が「企業のリスク・不確実性情報に対しても働きかける」、とされている。ということは、企業のリスク・不確実性情報に関するディスクロージャー基準が未整備である場合には、[図21] の①の図式に戻るであろう。

仮に [図21] の①にあるように、AICPA (1988) が AICPA (1995b) によって改訂されるまでの期間が、「不確実性」に関する「注記開示の要件が、一般に認められた会計原則 (GAAP) において規定されるまでの間」に相当する、と考えてみよう。この理解によると、AICPA (1995b) が公表される以前は、
[図21] の①に見られる「不確実性」に関する GAAP が少なくとも十分なものでなかったということになる。こうした考えを受けて、「会計実践がディスクロージャーとして望ましい方向にその経験を蓄積していくなか」にある場合には、監査人は「不確実性情報に関する追加的な情報提供を行」うことにな

[図21]

「以上で検討した、企業のリスク・不確実性情報に関する監査報告書の説明パラグラフの記載 (AICPA (1988) による説明区分の記載のこと—筆者注) の取扱いの変更 (AICPA (1995b) によって、AICPA (1988) による説明区分の記載が廃止されたこと—筆者注) が、監査の情報提供機能にもたらすインプリケーションは、次の2点に整理できる。

- ① 当期の財務諸表に重要な影響をもたらす可能性が高いと経営者および監査人が考える不確実性について、その財務諸表上での注記開示の要件が、一般に認められた会計原則 (GAAP) において規定されるまでの間、会計実践のなかで積極的な情報提供として経営者がポジティブなディスクロージャー姿勢をとり、それに対して、監査の側でも、この情報提供の意味を財務諸表利用者に説明し、その注意喚起をはかるというレッド・フラッグ機能の役割を担っていたという解釈が可能である。

このことは、会計実践がディスクロージャーとして望ましい方向にその経験を蓄積していくなかにあって、監査がその方向を助長すべく、監査報告において、監査人の立場から不確実性情報に関する追加的な情報提供を行い、会計実践の熟成に大いに寄与するという役割を果たしたものであると考えられる。…

- ② 企業のリスク・不確実性情報に関する会計実践が相当程度の経験を積み、一般に認められた会計原則のレベルまで、ディスクロージャー基準が制定・整備される段階に至って、監査としての情報提供の機能はその役割を終えて、監査の本源的機能である、情報内容の信頼性を証明する機能 (情報内容証明機能) が、この企業のリスク・不確実性情報に対しても働きかけることとなる。…」(傍線筆者)

る、というのが内藤 (1996, 78-79) の主張であろう。

この主張を敷衍すると、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応について、[図22] のような考えが出される可能性がある²⁹⁾。この [図22] は、タイプAの未確定事項の開示基準の不十分さを根拠とした適正意見+ α や sub-

29) 古賀 (1990, 11) は、次のように記している。

「…ソーシャル・エージェントとしての監査人は、…情報そのものの保証の担保のみならず、当該情報の利用可能性の改善を図り、利用者側の便益に資することが要請されるであろう。たとえば、情報の解説機能や補足的・付加的情報の提供機能等がそうである。…」

[図22]

「タイプAの未確定事項に関する開示基準が不十分な状況では、無限定適正意見ではなく、財務諸表利用者にとっての警報等の性質を持つ何かの情報を提供するために、監査人の対応として、適正意見+ α あるいはsubject to opinionを選択する道が出てくる。」

ject to opinion の擁護説である。

内藤 (1996) についても、[図22] についても言えるのだが、仮にある開示基準が、開示内容(何を開示するか)、開示要件(どのような場合に開示するか)、そして開示方法についての規定が一定の観点から見て網羅されていないという

それでは、かかる情報提供機能という積極的役割が監査人に要請されるようになった理由は何であろうか。その一つの理由を会計基準という準拠枠の固定性に見ることができよう。周知のように、会計基準は長い年月を通じて生成され、安定化した価値体系である。かかる安定化したものは社会的・経済的状况の変化や緊急の状況に即してタイムリーに対応することは困難である。そこに、制度と利用者の期待との間にある種の歪みが生じ、かかる歪みを是正・改善し、情報の利用可能性の促進を図る機能が監査人に期待されるようになる。…」(傍線筆者)

この見解は、会計基準の「社会的・経済的状况の変化や緊急の状況」に「タイムリーに対応すること」の困難性を理由として、監査人に「情報そのものの保証の担保」だけでなく、「情報提供機能という積極的役割」が求められることになることを説明したものである。本稿で言う、未確定事項に関する「開示基準の不十分さ」は、古賀 (1990,11) の言う「会計基準という準拠枠の固定性」によって生じるので、この古賀 (1990,11) の議論を敷衍して、[図22] の主張を導き出すことが可能となる。

また、山浦 (1999,215) は次のように記している。

「しかし、他方で、現在のわが国の監査基準、会計・開示基準、ならびに実務指針類の不十分さは、監査人をして、常軌的監査保証の枠外での対応を余儀なくさせているのも事実である。例えば、企業の存続能力にも関わるリスク要因の開示を促す基準がない場合に、監査人は、利用者の注意を喚起するために注記や追加情報として開示を監査人自身が企業に要求し、そのうえで特記事項として記載する、といった実務を助長することになった…。いわば、会計・開示基準の不備、不在を補う存在が特記事項になっている、ということもできる。」(傍線筆者)

山浦 (1999,215) は、「企業の存続能力にも関わるリスク要因」を念頭に置いて議論をしている。その点は考慮しなければいけないが、「会計・開示基準」や「実務指針類」の不十分さによって、監査人が特記事項を付すという議論の図式を利用して、[図22] の主張をする論者が出てくる可能性がある。

意味で、不十分なものであったとしよう。しかし、その時存在しているのはその開示基準だけである。そうだとしたら、その時の監査人は、その開示基準を GAAP として監査に従事することになるはずである。もちろん、時間が経てばそのような不十分な開示基準は整備されるであろう。

そうすると、内藤（1996,78-79）が言うように、状況が、仮に「会計実践がディスクロージャーとして望ましい方向にその経験を蓄積していくなか」にあったとしても、その状況で、監査人が「不確実性情報に関する追加的な情報提供」を行うと主張するのはなぜだろうか。少なくとも、その当時の開示基準（例えば、FASB（1975）が考えられる）³⁰⁾を前提にして、タイプAの未確定事項に直面した場合でも、監査人には、無限定適正意見のみを表明するという選択肢（あるいは、AICPA（1988）、16項の脚注11の意見差控）があるはずだが、その選択肢を内藤（1996,78-79）が考慮しないのはなぜだろうか。読者には、疑問が残るところであろう。

要するに、「不確実性」に関する開示基準が十分でないことによって、なぜ監査人が情報提供を行うことになるのかが不明なわけである。同様のことは、[図22]に対しても言える。開示基準の不十分さと、無限定適正意見以外の対応（適正意見+ α や subject to opinion）との間の因果関係が不明なのである³¹⁾。

30) AICPA（1974）の公表後、FASB（1975）までの偶発事象の開示基準として、AICPA（1958）があった。偶発事象の定義については、次のように記されている。

「…会計上偶発事象は、関連する将来事象によって、通常利得あるいは損失が同時に発生する形で、おそらく資産の取得あるいは喪失、又は負債の発生あるいは回避を生じさせるような、かなりの程度の不確実性がある現在の状態、状況、あるいは環境である。…」(1項)

偶発事象の開示についての規定は、以下のようになっている。

「…偶発事象の開示は、財務諸表あるいはそれについての脚注になされるべきである。その開示は、特定の状況ごとの判断に基づく開示の程度に従ってなされるべきであり、その偶発事象の性質を示し、その見通しについての評価を示すべきである。もし問題になっている金額の見積もりができないのであれば、その偶発事象を記述し、決定できる見積もり金額が全くないことを説明するための一般的な用語によって、開示はなされるべきである。…」(5項) (傍線筆者)

31) News Report（1982,12）には、次のような主張が示されている。

「SECからのオブザーバーは、次のように言った。「たとえ、FASB基準書第

あるいは、内藤（1996,78-79）は、筆者のような、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応を正面から考えてはいないのだろうか。内藤（1996）は、そのような議論をしなくてもよくなったのだろうか。内藤（1996,78-79）が行おうとしているのは、AICPA（1988）が規定していた説明区分の実務やそれを廃止したAICPA（1995b）を与件として、なぜそのような監査報告実務の変化が生じたかを探り、[図21]にあるような「企業のリスク・不確実性情報に関する監査報告書の説明パラグラフの記載の取扱いの変更が、監査の情報提供機能にもたらすインプリケーション」を引き出すことであろう。

しかし、そうであれば、まず分析対象としてのAICPA（1988）の説明区分の記載実務なり、それを廃止したAICPA（1995b）自体が、分析者の観点から見て合理的かどうかを問い直さなければならないはずである。「分析者が構築する理論によって導けない実務を与件とした分析には意味がない。」と批判されたら、内藤（1996）はどうするのだろうか。筆者はそのような批判に応えられないので、また、内藤（1996）が取り組んでいるように見える前段落に示した試みを精緻化することを意図しているので、一番最初に取り組む課題とし

5号が改善された、あるいは進歩したとしても、新しい基準は必ずしも十分な開示にはつながらないように思う。」彼は続けて次のように言った。「監査基準審議会が、監査人には無限定適正意見、あるいは「除外事項つきの（except-for）」意見しか与えられず、その間には何もないと言うのであれば、私は不安になるであろう。」

この発言者の発言には、以下のような問題がある。

仮に、この発言者が念頭に置いているように、FASB（1975）が何らかの意味で不十分なものであったとして、その場合に、無限定適正意見、あるいは除外事項つきの意見以外のものを考える余地がある、ということを上記発言が示唆しているのだとしたら、それはどうしてだろうか。その理由を示す必要がある。また、既存のFASB（1975）がどんなに不十分と考えられる場合であっても、原理的には、未確定事項についての開示の十分性の監査は行えるはずである。この考え方を排除するのはなぜだろうか。この疑問を解決する解答を上記発言者は示していない。そもそも上記発言者は、タイプAの未確定事項に関して、FASB（1975）にどのような不十分さがあるのかを示していない。よって、上記発言には説得力がないとの評価がなされるだろう。

て、そもそもタイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応がどうなるのかを考えているのである。

また内藤（1996）は、1994年に公表された Statement of Position 94-6（AICPA（1995a））に焦点を当てているが、この AICPA（1995a）と FASB（1975）の関係について言うと、AICPA（1995a）は、「財務会計基準書第5号やその他の会計の公表書によって要求されている開示に加えて、この SOP は、以下に示すような資産あるいは負債の簿価の決定にあたって採用された見積もり、あるいは偶発損失あるいは偶発利益の開示にあたって採用された見積もりに関する開示を要求」（12項）（傍線筆者）するものである。この意味では、AICPA（1995a）は、正に「他の権威ある公表物の要求を補完するもの」（6項）であり、「あらゆる FASB の公表書の要求も、…一切変更しない」（5項）わけである。

この AICPA（1995a）の見積もりに関する開示要求は、[図23]に示す（原文の脚注は、全て省略している）が、13項は、見積もりに関する開示要件を規定したものである。また14項は、開示対象として偶発損失が含まれる場合の開示内容を規定している。なお、AICPA（1995a）に出てくる「近い将来（Near term）」は、7項によると、「財務諸表日から1年を超えない期間」である。

一方、16項では、2つ前の段落で触れたように、AICPA（1995a）が FASB（1975）を補完するものであることが示されている。この両者の違いは、FASB（1975）は「近い将来の偶発事象と遠い将来の偶発事象を識別していない」が、AICPA（1995a）はその2つを識別している点にある旨を、16項は示唆している³²⁾。

また16項では、FASB（1975）との関係で、「その見積もりの変化が近い将

32) AICPA（1995a）の13項脚注7には、「この SOP で用いられる「ある程度ある」という用語は、将来に発生する取引あるいは事象の見込みが「低い」よりも高いが、「起こりそう（likely）」よりも低いことを表すために、FASB 基準書第5号で用いられているその用語と整合的である。」と記されている。

来に起こる可能性が少なくともある程度あること」を開示するよう規定しており、それと同様の規定は14項にも見られる。この「変化」の意味であるが、[図23]の13項の開示要件bの「その変化の影響が、財務諸表に対して重要なものである」との記述が参考になる。

もし、見積もりを行った時点で、その見積もり数値(E_1)と著しく異なる損失額(E_2)の発生を決定づける事象が「近い将来」に発生すると見込まれ、その損失額 E_2 を見積もったら、当年度の財務諸表は、($E_1 - E_2$)だけ重要な影響を受けていることになる。そうすると、ここでの「変化」とは、「経営者の見積もり数値(E_1)と著しく異なる見積もり数値(E_2)が将来に発生すること」を指していると考えられる。先に述べたように、その別の見積もり数値(E_2)の発生可能性が少なくともある程度ある場合に、14項と16項は、その旨を開示するよう求めている。

さて、以上の[図23]の分析からわかるように、内藤(1996)が考慮しているAICPA(1995a)は、偶発事象(偶発損失)に関して言えば、損失額の見積もりを経営者が既に行っている状況を専ら念頭に置いており、経営者が損失金額の見積もりができない状況は、14項で触れている部分を除けば、考慮されていない。問題の14項は、経営者が損失金額の見積もりができない場合に、「そのような見積もりを行うことができない」ことを開示するよう規定している。しかし、この規定は、財務諸表上の見積もり数値(先の例では、 E_1)とは別の見積もり数値(先の例では、 E_2)が見積もれない旨を開示するよう求めているだけであり、そもそも財務諸表上の見積もり数値(E_1)が見積もれない場合の規定ではないと考えられる。一方、FASB(1975)で注記開示が要求される場面(坂柳(2005a,168-169)を参照)において、「…その開示は、偶発事象の性質や発生可能性のある損失あるいは損失の幅についての見積もり、あるいはそのような見積もりができないことを示すことになるだろう。…」(FASB(1975),10項)との規定は、[図23](16項部分)より、AICPA(1995a)によって変更されるものではないのだから、FASB(1975)とAICPA(1995a)は、「損失金額の見積もりができない旨を開示させる」という点では、同じで

[図23]

「見積もりに関する開示は、財務諸表の公表前に利用可能な既知の情報が、以下の規準の「両方」が満たされていることを示す時に、なされるべきである。

a. 財務諸表日時点に存在していた状態、状況、あるいは環境によって、財務諸表に与える影響の見積もりが、近い将来に、1つあるいは1つ以上の将来の決定的な事象 (confirming events) を原因として、変化を受けることが、少なくともある程度ある。

b. その変化の影響が、財務諸表に対して重要なものである。 (13項) (傍線筆者)

「開示は、不確実性の性質を記すべきであり、その見積もりの変化が近い将来に起こる可能性が少なくともある程度あることを示す記述を含むべきである。もし、見積もりがFASB 基準書第5号によって扱われている偶発損失の見積もりも対象にしているならば、その開示は、発生可能性のある損失あるいは損失の範囲の見積もりも含むべきであるし、あるいはそのような見積もりを行うことができないことを記すべきである。見積もりを、変化を受けやすい状態にさせているその要因の開示は、推奨されるものではあるが、要求はされない。」 (14項) (傍線筆者)

「このSOPの開示要求は、FASB 基準書第5号の開示要求あるいは開示基準とは別のものであり、いかなる点においてもそれらを変更するものではない。むしろ、それは基準書第5号のもとで要求される開示を、以下のように補完するものである。

・もし、見積もり (FASB 基準書第5号によって扱われている偶発事象の見積もりを含む) が、このSOPの13項の開示基準を満たしているなら、このSOPは、その見積もりの変化が近い将来に起こる可能性が少なくともある程度あることを示す開示を要求している。FASB 基準書第5号は、近い将来の偶発事象と遠い将来の偶発事象を識別していない。…」 (16項) (傍線筆者)

あろう。つまり、タイプAの未確定事項について問題になる、損失金額の見積もりができない場合の規定の中身は、FASB (1975) も AICPA (1995a) も、変わりがないと考えられるのである。

内藤 (1996, 78-79) は、[図21] の①で、(1): 「不確実性について、その財

務諸表上での注記開示の要件が、一般に認められた会計原則（GAAP）において規定されるまでの間」という言い方や、(2)：「会計実践がディスクロージャーとして望ましい方向にその経験を蓄積していくなか」という言い方をしている。そして、[図21]の②の企業のリスク・不確実性情報に関して、「ディスクロージャー基準が制定・整備される段階」という言い方をしている。こうした捉え方を前提にして、不確実性に関する開示基準が整備されていない段階では、「不確実性情報に関する追加的な情報提供」を監査人が行うという監査人の役割観を主張している。

しかし、2つ前の段落で見たように、少なくとも将来に発生する損失金額の見積もりができない場合の規定内容は、FASB (1975) と AICPA (1995a) では変わらないのである。この2つに関する限り、損失金額が経営者に見積もれない場合の偶発事象の開示内容が共に規定されている点では、内藤 (1996) の [図21] の記述の前提にあるような「開示基準の不十分さ」は、存在しないことがわかる。

そうだとすると、「不確実性情報に関する追加的な情報提供」を行うという主張から判断して、内藤 (1996, 78-79) は、明示的ではないが、FASB (1975) と AICPA (1995a) を比較した時に、暗に FASB (1975) の方が不十分であるかのように捉えている点で、問題があることがわかる。そのような問題を抱えたまま展開された [図21] の主張は、その前提となる事実認識が正しくないという意味で、不適切であろう。この点、読者はどう思われるだろうか。

先に示した FASB (1975)、10項を所与とした場合に、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として、AICPA (1988) が規定していたような説明区分を記載する実務は導けない。他の除外事項がなければ、監査人の対応は、理論的には「無限定適正意見のみ」になるはずである。

[図21]の内藤 (1996) が抱える問題、及び内藤 (1996) の議論を敷衍した [図22] の主張の問題は、次の点である。それは、仮にタイプAの未確定事項に関する開示基準が、一定の観点から見て不十分なものであったとしても、その状況で、なぜ監査人が適正意見+ α や subject to opinion を選択することに

なるのかが論証できていない点である。

また、[図21]の内藤(1996)だけについて言えば、次のような問題がある。それは、将来に発生する損失金額の見積もりができない場合の規定内容は、AICPA(1995a)とFASB(1975)とで同じと考えられるにもかかわらず、不確実性に関する開示基準が不十分である場合には、監査人の役割として、「情報提供」を考え、AICPA(1995a)と比べて暗にFASB(1975)が開示基準として不十分であるかのように捉えている点である。

ここまでの検討で、内藤(1996)及び[図22]の議論と、筆者の議論と、読者はどちらがもっともだと判断するだろうか。

4-3 山崎(2003)の合理性

他方、本稿で指摘したような subject to opinion の情報提供の側面を明示しないで、subject to opinion の意義を説明しようとした文献もある。山崎(2003, 22-23)は次のように記している([図24]を参照)。

[図24]

「…したがって、未確定事項決着時に利用可能な証拠資料が監査実施時に入手されたと仮定すると—未確定事項の決着の影響にしたがって財務諸表数値が修正されることを条件とすると—監査人の確信度は修正されて証拠転化水準を上回るのである…。これは、個別命題のレベルでの議論ではあるが、さらに、確信度に関して「条件付き」の個別証拠が統合されて、条件付限定意見(subject to opinion のこと—筆者注)が表明されるのである。」(傍線筆者)

この[図24]を理解するためには、そこで使用されているテクニカル・タームを理解する必要がある。まず、「証拠転化水準」だが、山崎(2003,20)では、「要証命題が証拠に転化するのに必要な監査人の確信度(以下、証拠転化水準という)…」とされている。そこで今度は、「要証命題」の説明が必要になる。同じく山崎(2003,18-19)には、次のように記されている([図25]を参照)。

[図25]によると、「要証命題」とは、証拠資料によって立証されるべき「検証の対象」ということである。そして、「証拠転化水準」と[図25]中の「監査人の確信度」との関係であるが、[図26]（山崎（2003,20-21））には次のように記されている。

[図25]

「現代の財務諸表監査においては、「財務諸表は、被監査会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示している」という命題—「基本命題」—は、証拠資料によって直接立証できる「個別命題」の集合に翻訳され、監査人は、一部の個別命題を要証命題（検証の対象）として選択する。監査人は、要証命題に対して、入手可能な証拠資料の中から一部の証拠資料を選択し、これに監査技術を適用することによって、当該要証命題が成り立つ（または成り立たない）という心証（監査証拠）を形成する。…ここでは、要証命題に対してどれくらいの証拠活動が行われるのかという問題—以下、「要証命題の検証度」という—と当該要証命題が成り立つ（または成り立たない）ということとを監査人が確信する程度—以下、「監査人の確信度」という—とをわけて議論を進めていく。

要証命題の検証度は、監査人が要証命題の検証に費やした時間、入手した証拠資料の質・量、適用した監査技術の質・量等さまざまな要因によってあらわすことができるであろう。…」（傍線筆者）

ここで問題になっているのは、監査人自身の「自己の確信度」が、予め定められた「証拠転化水準」を上回るかどうかという点である。そこで、再び[図24]に戻って頂きたいのだが、subject to opinionの説明として、[図24]では「監査人の確信度は修正されて証拠転化水準を上回る」という記述が見られる。

証拠転化水準を監査人の（自己の）確信度が上回れば、[図26]より、正または負の監査証拠が形成され、最終的には監査人による何かの意見表明がなされるのだろう。現に、[図24]では「…さらに、確信度に関して「条件付き」の個別証拠が統合されて、条件付限定意見が表明されるのである。」とされている。

[図26]

「…監査人は、監査手続を実施した結果、自己の確信度が証拠転化水準を上回っている場合、要証命題に対して正の監査証拠（要証命題は成り立つという心証）または負の監査証拠（要証命題は成り立たないという心証）を形成するが、自己の確信度が証拠転化水準を下回っている場合には、追加的な証拠活動を行う（試査範囲を拡大する）。その結果、監査人は、自己の確信度が証拠転化水準を上回れば、正の監査証拠または負の監査証拠を形成するが…、自己の確信度が証拠転化水準に達しない場合には、当該要証命題に対する証拠を形成できない（要証命題は証拠に転化することができない）。」（傍線筆者）

問題は、[図24] で想定されているような「未確定事項決着時に利用可能な証拠資料が監査実施時に入手されたと仮定」した場合（※1）に、「監査人の確信度は修正されて、証拠転化水準を上回る」という事態（※2）が生じるかどうかである。予め言っておくと、上記※1のような場合に、※2の事態は生じなく、山崎（2003）の subject to opinion の説明は成功していないというのが、筆者の結論である。従って、山崎（2003）の議論を援用して、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として、subject to opinion を採用することはできない、ということになる。そのことの証明を以下に示す。

まず、山崎（2003,22）が言うように、「未確定事項決着時に利用可能な証拠資料が監査実施時に入手された」との仮定を受け入れたとしよう。この場合、監査人は将来事象の結果を正に監査実施時点で把握できることになる。しかし、この状況は、果たして（タイプAの）未確定事項であろうか。

未確定事項を問題にする場合は、監査実施時点において、将来事象の結果を監査人が判断できない状況を想定していたはずである。本稿のタイプA・Bの未確定事項はそうであるし、山崎（2003,17）が想定する「未確定事項」は、鳥羽（1994,333）のタイプAの未確定事項を参照した上での、「財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある事象であり、その発生原因はすでに生じているのであるが、当該事象が最終的にどのような形で決着するかを経営者も監査人も合理的に予測することができず、そのため会計的に認識・測定することがで

きない事象」である。ここで、「未確定事項」が「事象」なのか、という問題はありますが、そのような事象が生じる可能性がある状況を、山崎（2003,17）の未確定事項の定義は当然前提にしているはずである。その意味では、山崎（2003,17）の未確定事項は、本稿のタイプAの未確定事項を念頭に置いていると言ってよい。

そうすると、山崎（2003）が想定する未確定事項と、さきほどの「未確定事項決着時に利用可能な証拠資料が監査実施時に入手された」との仮定（※3）は、矛盾しているであろう。山崎（2003）が前段落のような未確定事項を想定する限り、※3のような仮定は置けないはずである。※3の仮定が置けない以上、山崎（2003,22）が言うような、「監査人の確信度は修正されて証拠転化水準を上回る」という事態も起こらないことになる。以上は、山崎（2003）が※3の仮定を置くことの問題点である。

仮に、上記※3の仮定を置いて議論を進めた場合であっても、その場合監査人は、未確定事項決着時の重要な影響が当期の財務諸表に反映されていないことを理由に、将来事象の結果が反映できない、即ち、「見積もりができない」とする経営者の判断を、監査上除外事項にするはずである。この選択肢を山崎（2003）が排除するのはなぜだろうか。筆者には不明であるし、読者にとっても不明であろう。前段落※3を前提にして議論を進めても、やはり、山崎（2003,22）が言うような、「監査人の確信度は修正されて証拠転化水準を上回る」という事態は起こらず、結果として監査人が subject to opinion を選択する余地はないことになる。いずれにても、subject to opinion を説明する山崎（2003）の議論は、成立していない。

タイプAの未確定事項に経営者が直面していることは、経営者に開示させておけばよく、監査人はその開示が十分であるかどうかを確かめればよいはずである。山崎（2003,22）が言うように、監査人が「未確定事項の決着の影響にしたがって」それによって当期の「財務諸表数値が修正されることを条件とする」ことになる論理必然性が、どこにあるのだろうか。

このような説明を行う山崎（2003,22）は、「仮に subject to opinion の存在

意義を説明したとすると、…」という形で、subject to opinion を与件とした説明を行っているのかもしれない。もし、そうだとしたら、4-1で述べたように、それは研究上問題のあることであろう。

4-4 タイプAの未確定事項に直面した場合の意見差控（意見不表明）の合理性

この4-4では、3節で紹介した意見差控（あるいは意見不表明）を説明するその論拠が合理的であるかどうかを検討する。筆者の議論の視点を予め示しておく、それは、(1)：意見差控（あるいは意見不表明）のみを導く議論になっているかどうか、そして(2)：意見差控（あるいは意見不表明）を導けるかどうかそれ自体が問題になっているのに、それを所与とした議論を行っていないかどうか、という点である。それでは、3節で紹介した Carmichael and Pany (1993) と鳥羽 (1994) ([図11] と [図12]) から検討を始めよう。

4-4-1 Carmichael and Pany (1993) と鳥羽 (1994) の合理性

[図10] に示した AICPA (1974)、25項の脚注8の意見差控や、脚注21に示した AICPA (1988)、16項の脚注11の意見差控については、それを導く理由が明示されていなかった。対して、[図11] の Carmichael and Pany (1993) は、意見差控を説明する一定の理由を示している。それは、「その不確実性がクライアントの財政状態や経営成績を不明瞭なものにしている」というものである。

[図11] に出てくる「不確実性」は、1節に示した本稿の偶発事象の定義中の「将来に起こる事象の結果が決定されていない」という意味の不確実性の中に含めて考えることができるが、タイプAの未確定事項が財務諸表上十分に開示されているのに、なぜ「不確実性がクライアントの財政状態や経営成績を不明瞭なものにしている」という事態が生じるのだろうか。この点が不明なのである。タイプAの未確定事項の開示がなされていれば、財務諸表に反映されない未確定の影響が、財務諸表利用者に（確実に）把握できるようになるという

意味で、財政状態や経営成績はむしろ明瞭になっているとも言えるはずである。

あるいは、財務諸表に将来に発生する事象の結果が反映されていない—その意味で財務諸表が未確定の影響を受けている—ことを指して、「不確実性がクライアントの財政状態や経営成績を不明瞭なものにしている」と主張されているのかもしれない。また、財務諸表上、その未確定の影響を受けている箇所が多かった場合に、[図11]にあるように、監査人が「意見を表明する実質がなくなる」と判断する、という筋書きがあるのかもしれない。

しかし、タイプBの未確定事項ではなく、タイプAの未確定事項を問題にしているのだから、財務諸表が前段落の意味の未確定の影響を受けているのは当然である。「クライアントの財政状態や経営成績を不明瞭なものにしている」という指摘は、財務諸表利用者にとって不明瞭なものになっているという理解ができるが、繰り返しになるが、財務諸表が未確定の影響を受けている旨の開示があり、それが十分なものであることが監査人によって確かめられていても、財務諸表利用者にとって財政状態や経営成績は不明瞭なのだろうか。仮に「不明瞭」だと言うにしても、それはタイプAの未確定事項を問題にする限り、なって当然の「不明瞭さ」であろう。そのことによって、なぜ「意見を表明する実質」がなくなり、監査人の対応が意見差控になるのだろうか。筆者は、以上挙げてきた疑問が解決できない。読者の方々はどうか。[図11]の説明も、「意見差控先にありき」の議論の可能性があり、十分説得的とは言えない。

一方、鳥羽（1994）の議論は、3節の[図12]に示されている。ここでの鳥羽（1994）の意見差控のポイントは、未確定事項が「及ばず潜在的な会計的効果の重大性」を理由に、財務諸表に対する「意見の表明を緊急避難的に差控えてしまう」という点にある。

すぐ気づくように、「偶発債務にかかる開示が十分に行われていた」のに、なぜ監査人は、「潜在的な会計的効果の重大性」を理由に「財務諸表そのものに対する意見の表明を緊急避難的に差控えてしまう」のだろうか。この点がまづ不明である。同様の疑問は、山崎（1998, 93-94）で既に出されている。このような筆者の疑問は、鳥羽（1994）の中にある、(1):「これらの事象が生じた

場合には、会計的には、偶発債務として財務諸表に開示される。かかる開示が不十分であれば、監査人はこれを開示にかかる除外事項として処理し、限定意見または否定的意見を表明することになる」という形で、監査人の直面する状況と論理整合的な対応を導き出そうとする議論と、(2)：緊急避難という監査事情あるいは監査人側のインセンティブに注目して監査人の対応を導き出す議論が混在していることに端を発している。

また、「偶発債務にかかる開示が十分に行われていた」場合に、なぜ無限定適正意見を表明できないのか、という疑問も提起できる。これと同様の疑問も、山崎（1998,93）で出されている。鳥羽（1994）の議論も、意見差控を与件とした説明の可能性がある。そのような可能性を見出したため、筆者には上のような疑問が生じた。

以上のように、鳥羽（1994）の意見差控の説明には問題がある。

4-4-2 山崎（1998）の合理性

続いて、3節の〔図13〕で紹介した山崎（1998,94）の意見差控について検討する。まず、山崎（1998）で想定されている「重要な未確定事項が存在している場合」（同90頁）とは、「財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある事象の発生原因はすでに生じているのであるが、かかる事象が最終的にどのような形で決着するかを経営者も監査人も予測することができず、そのため、その事象を会計的に認識・測定することができない場合」である（同90頁）。この記述の中身と、山崎（1998,90）が〔図12〕の鳥羽（1994,333）を参照している旨の記述から判断すると、山崎（1998）が想定する未確定事項は、タイプAの未確定事項であることがわかる。

タイプAの未確定事項であれば、経営者は将来に発生する損失の金額を見積もれないのであるが、〔図13〕の山崎（1998）の議論を整理すると、次のようになる。

- ①：山崎（1998,94）は、「そうした重大な損失の発生可能性がほぼ確実である場合には、監査人が潜在的な損失幅の上限を見積もることができる」

と指摘している。

- ②：続いて山崎（1998,94）は、このような未確定事項が「財務諸表全体の信頼性に対して潜在的な影響を及ぼし」、「潜在的な損失幅の上限分だけ財務諸表全体の信頼性の程度が「低下」する可能性がある」と指摘する。
- ③：そして、最後に山崎（1998,94）は、未確定事項が「財務諸表に与える潜在的な影響が財務諸表全体の信頼性に及んでいると判断した場合には、意見差控えを行うべきである」と示している。

まず①であるが、無限大の損失額は発生しないことを考えると、「監査人が潜在的な損失幅の上限を見積もる」という発想自体は、一唐突な感はあるが不合理ではない。問題は、上記①から②に至るまでの論理展開である。

まず、「財務諸表全体の信頼性」という言い方であるが、この「信頼性」については、山崎（1998,95）の「第一図 未確定事項が存在する場合の財務諸表の信頼性の程度と監査人の確信の程度」の縦軸の β を見ると、理解が進む。この β は、この第一図によると、「財務諸表の信頼性の程度」とのことである。この縦軸上の b_0 は、第一図によると「財務諸表に重大な虚偽記載が存在するという水準」であり、 b_1 は、同じく第一図によると「監査報告書の意見区分に除外事項が記載されない水準」である。そうすると、この b_0 と b_1 の説明に出てくる「重大な虚偽記載」という表現や「除外事項」という表現から判断すると、山崎（1998）が考えている「財務諸表の信頼性」とは、「財務諸表がGAAPに準拠しているかどうかの程度」ということになる。

さて、[図13]では、「未確定事項が存在する場合、監査人は、そのままでは、財務諸表の信頼性が一定の程度であることを確信することはできない」とされているが、それはなぜだろうか。この点が明らかにされないまま、山崎（1998）の議論は進んでしまっているのである。未確定事項についての開示の充分性が監査人によって確かめられれば、「財務諸表がGAAPに準拠している」という形で、山崎（1998）の言う「財務諸表の信頼性」が確かめられているのではないだろうか。つまり、監査人は「財務諸表の信頼性が一定の程度であることを確信」できるはずである。

上で挙げた疑問に対する答えは、山崎（1998）が導入した「監査人が潜在的な損失幅の上限を見積もることができる」（※）という点に注目すれば解決できるのだろうか。しかし、潜在的な損失幅の上限を監査人が決定できても、財務諸表に認識する引当金の金額を経営者は見積もれず、監査人もその判断に同意している状況が、タイプAの未確定事項であったはずである。結局、この状況を考えなければならないので、監査人の対応を決定する要素として、※の視点をあえて考慮する意味はないだろう。

また、[図13]では、「財務諸表の信頼性が一定の程度であることを確信することはできない」ことが監査範囲の制限と同様である旨が示されているが、それは誤りである。監査論上議論されている監査範囲の制限は、経営者が財務諸表上で何かの数値を記録していることが前提であるが、山崎（1998）が問題にしている未確定事項では、経営者は将来事象の結果を見積もれないと判断しているので、財務諸表上は何も記録していないはずであり、監査範囲の制限があった場合と同じように考えることはできない。

以上より、仮に監査人が「潜在的な損失幅の上限を見積もることができる」場合であっても、タイプAの未確定事項の監査人の対応を考える限り、山崎（1998,94）が言うような、「財務諸表の信頼性が一定の程度であることを確信することはできない」という事態は生じない。監査人が、未確定事項に関する開示が十分になされていることを確かめ、他の除外事項がなければ、監査人の対応は「無限定適意のみ」になる。もっとも、監査人が未確定事項に関する開示が十分になされていることを確かめられる状況は、以下の[図27]（山崎（1998,92））に示すように、「重要な未確定事項が存在する場合とはいえない」との反論がなされるかもしれない³³⁾。

33) [図27]中の「上記(1)または(2)の場合」とは、山崎（1998,91）の「経営者が、(1)未確定事項解消時の重大な損失（material loss）の発生可能性がほぼ確実であるが、当該損失額または潜在的な損失幅を合理的に見積もることができず、財務諸表に引当計上できないと考え、監査人もそれに同意する」場合と、「経営者が、(2)当該重大な損失の発生可能性をほぼ確実とはいえないが、ほとんどないともいえないと考え、監査人もそれに同意する場合」のことである。

しかし、重要な未確定事項が存在する場合には、「当該事象を会計的に認識・測定できない」ことが、「財務諸表本体に計上できない」ということだけではなく、「財務諸表の注記にも記載できない」ことを意味する、と考える理由が筆者にはわからない。読者の方はどうだろうか。なぜわからないのかであるが、それは、「当該事象を会計的に認識・測定できない」ことによって、なぜ「財務諸表の注記にも記載できない」ことになるのかが示されていないからであろう。

[図27]

「重要な未確定事項が存在する場合は、「当該事象を会計的に認識・測定できない」とは、「財務諸表本体に計上できない」ということだけではなく、「財務諸表の注記にも記載できない」ということを意味する。したがって、上記(1)または(2)の場合には、少なくとも、損失が発生する相応な可能性 (reasonable possibility) があることおよび当該損失額または潜在的な損失幅、あるいはそうした損失額等を見積もることができない旨等が財務諸表に注記され…、しかも、監査人が当該注記に満足しているので、重要な未確定事項が存在する場合とはいえない。」(傍線筆者)

坂柳 (2005a, 168-169) に示したように、FASB (1975) のもとでは、(1)：損失をもたらす事象の発生可能性が「ある程度ある」の場合、及び(2)：損失をもたらす事象の発生可能性が「高い」場合で、損失金額が見積もれない場合には、そのような偶発損失は注記されるはずである。それにもかかわらず、山崎 (1998, 92) が「財務諸表の注記にも記載できない」と主張するのは、注記開示される¹ところの損失金額が経営者に見積もれない偶発損失を「未確定事項」と捉えると、その「注記に満足している」場合の監査人の対応として、「意見差控」を導くことができなくなるから、と推察される。

山崎 (1998) は、未確定事項を「財務諸表の注記にも記載できない」状況に限定してしまえば、[タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応⇒適正意見のみ、あるいは適正意見+ α (山崎 (1998, 91-92) が念頭に置いているのは、 α の中でも AICPA (1988) の説明区分の実務である)] の図式から逃れられる

と考えたのであろう。そしてその上で、「監査人によって財務諸表の信頼性の程度が保証されるか否か、という観点から」(同94頁)、「重要な未確定事項が存在する場合に監査人が意見を差控える」(同92頁)理由を考えようとしたのであろう。

しかし、山崎(1998)が以上のような筋書きを意図していたのなら、それは失敗している、と言わざるを得ない。(1):未確定事項を「財務諸表の注記にも記載できない」状況に限定する理由が明確でなく、(2):損失金額の見積もりができない状況の開示に監査人が満足している場合が、「重要な未確定事項が存在する場合とはいえない」理由も示されていないからである。これが山崎(1998)の抱える1つ目の問題点である。

また、先に述べたように、未確定事項に関する開示の十分性が監査人によって確かめられれば、監査人によって「財務諸表の信頼性」は確かめられているはずなのに、山崎(1998,94)は「財務諸表の信頼性が一定の程度であることを確信することはできない」と主張している点が問題である。そして、この問題と関連するが、先に述べたように、山崎(1998)は、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応問題を、監査範囲の制限があった場合の対応問題と同様に考えている。以上が、山崎(1998)の2つ目の問題点である。

後は、ここまでの筆者の議論と、山崎(1998)の議論のどちらが妥当かの判断を読者に委ねるだけである。

4-4-3 日本の監査制度上に見る意見差控及び意見不表明の合理性

それでは、最後に3節の[図14]～[図18]に示した、日本の監査制度に見られる意見差控(あるいは意見不表明)の合理性を検討しよう。タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として意見差控あるいは意見不表明を説明する議論の構造は、3節の[図20]のようになる。そちらを参照頂きたい。

日本の監査制度上の意見差控(あるいは意見不表明)を説明する際のポイントは、「監査対象の財務諸表に与えている影響額が監査人に決定できない」という点である。再三問題になっている、ここでの「影響額」とは、タイプAの

未確定事項を念頭に置いていることから考えて、監査対象年度の財務諸表に反映されることが確定した金額ではなく、もちろん「未確定の影響額」のことである。

しかし、すぐわかるように、そのような影響額を監査人が決定できなくても、経営者も同じように財務諸表への影響額が決定できなかつたら（見積もれなかつたら）、監査人は経営者のそうした判断に同意せざるを得ないことになる。その状況で、意見差控（あるいは意見不表明）は導けないのは明らかであろう。

注意しておくが、今問題になっているのは、タイプBの未確定事項ではなく、タイプAの未確定事項である。この状況では、経営者の主張の適否を確かめられないという事態は生じていないので、監査人が意見差控（あるいは意見不表明）を選択する論理を導き出すことはできないはずである。また、「監査対象の財務諸表に与えている未確定の影響額が監査人に決定できない」場合に、適正意見+ α や subject to opinion が排除される理由は何であろうか。この点が〔図14〕～〔図18〕及び〔図20〕の図式からは不明なのである。これらの意見差控（あるいは意見不表明）については、最初からそれらと与件とした議論である可能性がある。

4-5 4節のまとめ

以上、4節ではタイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として、「無限定適正意見のみ」以外の対応が論理的に成立する余地があるかどうかを検討した。検討の結果、それらの代替案が論理的に成立する余地は見出せなかつた。従って、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応は、未確定事項の開示が十分であることが確かめられ、他の除外事項がない状況では、「無限定適正意見のみ」である、というのが結論である。

このような筆者の結論に対し、「当たり前である。」旨の批判がなされるかもしれない。しかし、「無限定適正意見のみ」以外の対応がなぜ成立しないのかについては、「制度がそう変わったから」といった思考性の乏しい主張を除けば、決して「自明」なことではないだろう。

また、本稿で掲げた文献・制度は、「無限定適正意見のみ」以外の代替案の説明について、筆者を始め読者の疑問を残すものであったと言える。これに対し、筆者の議論は、「無限定適正意見のみ」以外の代替的な対応の合理性を網羅的に逐一検討した。この点が、本稿のオリジナルな点である。

5. 本稿のまとめとインプリケーション

筆者の未確定事項プロジェクトにおいて、坂柳（2005a）では、未確定事項をタイプAとBに分けることを提案し、坂柳（2005b）では、タイプBの未確定事項の一般構造を示した。続く本稿は、タイプAの未確定事項に直面した場合に監査人の対応が論理演繹的にどう決まるのかを検討した。

除外事項がなく、タイプAの未確定事項についての開示が十分になされていることが確かめられたら、監査人の対応が「無限定適正意見のみ」になるのは、一見当たり前のように見える。しかし、文献や制度上は、そうは言われていなかった。2節では、subject to opinion や適正意見+ α といった対応を紹介し、これらが監査報告書上記載される形式に注目して、これらの対応を「情報提供」機能を持つもの、と位置づけた。続く3節では、タイプAの未確定事項に直面した場合の、「無限定適正意見のみ」以外の対応として、意見差控（あるいは意見不表明）を紹介した。

そして4節では、これらの対応の論理妥当性を逐一検討した。4-1では、警告等の性質で語られるような情報を財務諸表利用者に提供するために、監査人がsubject to opinion や適正意見+ α を選択する、との考えを検討した。この考えは、つまるところ、そのような情報提供機能を持つ対応を監査人が選択することを与件とした議論であった。

しかし、仮に情報提供という目的を立てたとしても、財務諸表上の未確定事項に関する開示では、なぜ利用者に情報提供したことにならないのか、という疑問に答えることができない。また、特定の監査人の対応を与件としてその存在意義を説明しても、その理由説明のもとで、その対応が導けるのかについて

は、結局筆者の試みているような先験的な議論が必要であろう。また、そもそも監査人の対応がどうなるのか自体に争いがあるのに、特定の実務を与件とするのは、研究アプローチとして問題があるだろう。以上のような問題があるため、情報提供という役割を根拠とした subject to opinion や適正意見 + α の対応は、理論的に支持できない。

続く 4 - 2 では、近年主張されている開示基準の不十分性を根拠とする主張の合理性を検討した。本稿で検討対象に選んだのは、内藤 (1996) であったが、内藤 (1996) 及び他の論者の主張も踏まえて、subject to opinion や適正意見 + α の対応を支持する主張として [図22] を掲げた。内藤 (1996) や [図22] に示される主張は、未確定事項に関する何らかの開示基準の不十分さを理由として、適正意見 + α や subject to opinion の存在意義を説明しようとするものであった。

しかし、特定の開示基準が一定の観点から見て開示内容や開示要件、そして開示方法を網羅していないと考えられたとしても、その時の監査人は、その開示基準を GAAP として監査に従事するしかないはずである。よって、この場合に、内藤 (1996, 78-79) に見られるような、監査人が「不確実性情報に関する追加的な情報提供」を行うとの説明は成り立たないことがわかる。

また、内藤 (1996) について言えば、次のような問題があった。それは、AICPA (1995a) と FASB (1975) とでは、共に将来に発生する損失金額の見積もりができない旨の開示を要求しているにもかかわらず、不確実性に関する開示基準が不十分である場合には、監査人の役割として、「情報提供」を考え、AICPA (1995a) と比べて暗に FASB (1975) が開示基準として不十分であるかのように捉えている点である。

そして、4 - 3 では subject to opinion の説明を試みる山崎 (2003) の合理性を検討した。山崎 (2003) の議論のポイントは、若干のテクニカル・タームに留意しなければならないが、「未確定事項決着時に利用可能な証拠資料が監査実施時に入手されたと仮定」した場合に、「監査人の確信度」が「修正されて証拠転化水準を上回る」という点にある。この点を理由に、山崎 (2003) は、

subject to opinion を説明しようとする。

ところが、山崎（2003）が言うような「未確定事項決着時に利用可能な証拠資料が監査実施時に入手された」との仮定（※）を置くと、その仮定は山崎（2003）が念頭に置いていたタイプAの未確定事項と矛盾していた。上のような仮定が置けない状況がタイプAの未確定事項だったはずである。これが山崎（2003）の1つ目の問題点である。

仮に上記※の仮定を置いたとしたら、監査人は、未確定事項決着時の重要な影響が、当期の財務諸表に反映されていないことを理由に、将来事象の結果の「見積もりができない」とする経営者の判断を、監査上除外事項にするはずである。この選択肢がなぜ排除されるのかの説明が、山崎（2003）には見られない。これが山崎（2003）の2つ目の問題点である。

また、[図24]にあるような、「未確定事項の決着の影響にしたがって財務諸表数値が修正される」ことは当然あり得るが、そのような状況に経営者が直面していることは、経営者に開示させておけばよく、監査人はその開示が十分であるかどうかを確かめればよいはずである。山崎（2003）が言うように、監査人が「未確定事項の決着の影響にしたがって財務諸表数値が修正されることを条件とする」のはなぜなのかについての説明が見られない。これが山崎（2003）の3つ目の問題点である。

続く4-4-1では、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として、意見差控（あるいは意見不表明）を考えている文献・制度を吟味した。[図10]に示したAICPA（1974）、25項脚注8の意見差控や、脚注21に示したAICPA（1988）、16項脚注11の意見差控については、それを導く理由が明示されていなかった。

一方、Carmichael and Pany（1993）は、「その不確実性がクライアントの財政状態や経営成績を不明瞭なものにしている」ことを理由に、意見差控が選択される旨を示していたが、タイプAの未確定事項が財務諸表上十分に開示されているのに、なぜ「不確実性がクライアントの財政状態や経営成績を不明瞭なものにしている」のかが不明であった。仮に、財務諸表が未確定の影響を受

けていることをもって、その状態が財務諸表利用者にとって「不明瞭」だと言うにしても、それはタイプAの未確定事項を問題にする限り、当然の事態である。そのことによって、監査人の対応がどうして意見差控になるのかが、Carmichael and Pany (1993) では明らかにされていない。

また、鳥羽 (1994) の議論のポイントは、未確定事項が「及ぼす潜在的な会計的効果の重大性」を理由に、財務諸表に対する「意見の表明を緊急避難的に差控えてしまう」という点にあった。鳥羽 (1994) の議論の問題点の1つ目は、(1): 「偶発債務にかかる開示が十分に行われていた」のに、なぜ監査人は、「潜在的な会計的効果の重大性」を考慮し、「財務諸表そのものに対する意見の表明を緊急避難的に差控えてしまう」のかが論証されていない点である。また問題点の2つ目は、「偶発債務にかかる開示が十分に行われていた」場合に、なぜ無限定適正意見を表明できないのかが論証されていない点である。

4-4-2では、山崎 (1998) の合理性を検討した。山崎 (1998) は、「未確定事項が存在する場合、監査人は、そのままでは、財務諸表の信頼性が一定の程度であることを確信することはできない」ことを理由に、意見差控を説明していた。

しかし、タイプAの未確定事項が存在する場合には、未確定事項に関する開示が十分になされていることを確かめ、他の除外事項がなければ、監査人は「無限定適正意のみ」を表明することになり、財務諸表の信頼性は確かめられているはずだが、なぜ山崎 (1998) は、財務諸表の信頼性が一定の程度であることを監査人が確信することができないと主張するのが、明らかにされていない。この点は、山崎 (1998) が導入した、「監査人が潜在的な損失幅の上限を見積もることができる」という点を導入しても依然として明らかにならなかった。そして、監査人による財務諸表の信頼性の程度確信という点と関連するが、山崎 (1998) は、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応問題を、監査範囲の制限があった場合の対応問題のアナロジーで考えていた。以上が、山崎 (1998) の1つ目の問題である。

山崎 (1998) の2つ目の問題は、未確定事項の捉え方についてである。端的

に言うと、(1)：未確定事項を「財務諸表の注記にも記載できない」状況に限定する理由が示されておらず、(2)：損失金額の見積もりができない状況の開示に監査人が満足している場合が、「重要な未確定事項が存在する場合とはいえなし」理由も示されていなかった。これが山崎（1998）の2つ目の問題である。

最後の4-4-3では、3節の[図14]～[図18]に示した、日本の監査制度に見られる意見差控（あるいは意見不表明）の合理性を検討した。日本の監査制度上の意見差控（あるいは意見不表明）を説明する際のポイントは、「監査対象の財務諸表に与えている影響額が監査人に決定できない」という点である。しかし、そのような影響額を監査人が決定できなくても、経営者も同じように財務諸表への影響額が決定できなかったら（見積もれなかったら）、監査人は経営者のそうした判断に同意せざるを得ないことになる。その状況で、意見差控（あるいは意見不表明）は導けない。また、監査対象の財務諸表に与えている未確定の影響額が監査人に決定できない場合に、適正意見+ α やsubject to opinionが排除される理由も不明であった。

以上より、4節では、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として、「無限定適正意見のみ」以外のものを支持する余地があるかどうかを検討したが、結局、それらの代替案を支持する主張には問題があり、論理的に成立する余地は見出せなかった。よって、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応は、未確定事項の開示が十分であることが確かめられ、他の除外事項がない状況では、「無限定適正意見のみ」になる。これが本稿の結論である。

本稿が監査論研究に与えるインパクトは、次の2点である。

1つ目は、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応がどうなるのかについて、なぜ「無限定適正意見のみ」以外の対応が選択肢から外れるのかを逐一、かつ詳細に論証した点である。この点が、今後の監査論研究者にとっての道標になり、また今後の制度設計上考慮して頂ければ、誠に幸いである。

2つ目は、未確定事項研究だけに留まらないインプリケーションである。それは、タイプAの未確定事項という「1つの状況」に監査人が直面していた場合に、そこで導かれる「監査人の対応は1つ」—無限定適正意見のみ—であっ

たということである。これは、一見すると当たり前のことかもしれない。ところが、タイプAの未確定事項という1つの状況に対して、「無限定適正意見のみ」の他に、文献や制度上は、subject to opinion, 適正意見+ α , 意見差控（あるいは意見不表明）と、複数の対応を監査人が選択する余地があると言われてきたのである。

そうすると、タイプAの未確定事項に直面した理論的な監査人の対応を検討した本稿は、(1):「監査人が直面する1つの状況には、1つの対応しか決まらない」の原理がやはり成立するのか、それとも、(2):「監査人が直面する1つの状況に複数の対応が成立する余地がある」のかを確かめるものであった、ということになる。結果は、(1)のように、「1つの状況-1つの対応」原理が貫徹された。本研究によって、監査人の対応を決める原理として、やはり「1つの状況-1つの対応」があるのではないか、ということが示唆されたわけである。この点が、本研究が監査論研究に与える2つ目の貢献である。タイプAの未確定事項研究は、上記原則を想起させるテーマだったということになる。

ということは、監査人が直面する状況が異なれば、監査人の対応も異なるということが示唆される。タイプAの未確定事項は、監査人と経営者が同じ状況に直面していた。従って、「無限定適正意見のみ」という対応が導かれた。一方、すぐわかるように、監査人と経営者が異なる状況に直面していたら、監査人は経営者の判断に同意できないということで、監査上除外事項が付されることになる。

それでは、監査人と経営者が「異なるとは言えない（同じとも言えない）」状況に直面していた場合はどうだろうか。伝統的にはこの問題は、監査範囲の制限の問題であった。しかし、その認識は正しいだろうか。そこで、タイプBの未確定事項が登場するのである。タイプBの未確定事項に直面した場合の監査人の対応は、本稿では検討できなかったのもので、次稿以降の課題としたい。

筆者の未確定事項プロジェクトは、ようやくエンジンがかかってきた。

[引用文献]

AICPA (1958), Committee on Accounting Procedure, American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Accounting Research BULLETINS No.50, *Contingencies*, October 1958.

AICPA (1974), AICPA, Statement on Auditing Standards (SAS) No.2, *Reports on Audited Financial Statements*, October 1974.

AICPA (1978a), AICPA, *AU Section 9509, Reports on Audited Financial Statements : Auditing Interpretations of AU Section 509, 3. Reporting on Loss Contingencies*, in Codification of Statements on Auditing Standards : Numbers 1 to 21, 1978.

AICPA (1978b), The Commission on Auditors' Responsibilities, AICPA, *Report, Conclusions, and Recommendations*, 1978. (同訳書, 鳥羽至英訳, アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会, コーエン委員会報告書, 『財務諸表監査の基本的枠組み一見直しと勧告一』, 白桃書房, 1990年.)

AICPA (1980), AICPA, SAS No.32, *Adequacy of Disclosure in Financial Statements*, October 1980.

AICPA (1988), AICPA, SAS No.58, *Reports on Audited Financial Statements*, April 1988.

AICPA (1992), AICPA, SAS No.69, *The Meaning of Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*, January 1992.

AICPA (1995a), AICPA, *Statement of Position 94-6, Section 10,640, Disclosure of Certain Significant Risks and Uncertainties, December 30, 1994* in AICPA Technical Practice Aids, 1995.

AICPA (1995b), AICPA, SAS No.79, *Amendment to Statement on Auditing Standards No.58, Reports on Audited Financial Statements*, December 1995.

AICPA (2004), AICPA, *INTERNATIONAL STANDARD ON AUDITING 700, THE AUDITOR'S REPORT ON FINANCIAL STATEMENTS*, in AICPA Professional Standards, Vol.4, 2004.

Arens and Loebbecke (1988), Arens, Alvin A. and James K. Loebbecke, *Auditing : An Integrated Approach*, 4th ed., Englewood Cliffs, N.J. : Prentice-Hall, Inc., 1988.

Bamber and Stratton (1997), Bamber, E. Michael and Richard A. Stratton, "The Information Content of the Uncertainty-Modified Audit Report : Evidence from Bank Loan Officers," *Accounting Horizons*, Vol.11 No.2, June 1997.

Carmichael and Pany (1993), Carmichael, D. R. and Kurt Pany, "Reporting on Uncertainties, Including Going Concern," in *The Expectation Gap Standards : Prog-*

ress, *Implementation Issues, Research Opportunities*, Proceedings of the Expectaion Gap Roundtable, May 11-12, 1992, Charleston, SC, New York : American Institute of Certified Public Accountants, Inc., 1993.

Davis (1982), Davis, Robert R., "An Empirical Evaluation of Auditors' 'Subject-To' Opinions," *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol.2 No.1, Fall 1982.

FASB (1975), Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards No.5, *Accounting for Contingencies*, March 1975.

Meigs and Larsen (1969), Meigs, Walter B. and E. John Larsen, *Principles of Auditing*, 4th ed., Homewood, Illinois : Richard D. Irwin, Inc., 1969.

News Report (1982), News Report, "Professional, Special report — ASB public meeting on "subject-to" opinion," *The Journal of Accountancy*, Vol.154 No.2, August 1982.

Robertson and Davis (1982), Robertson, Jack C. and Frederick G. Davis, *Auditing*, 3rd ed., Plano, Texas : Business Publications, Inc., 1982.

Roussey et al. (1988), Roussey, Robert S., Ernest L. Ten Eyck and Mimi Blanco-Best, "Three New SASs : Closing the Communications Gap," *The Journal of Accountancy*, Vol.166 No.6, December 1988.

Shank et al. (1979), Shank, John K., Jesse F. Dillard and Richard J. Murdock, "How Financial Executives Regard "subject to" Opinions," *Financial Executive*, Vol.47 No.11, November 1979.

Taylor and Glezen (1979), Taylor, Donald H. and G. William Glezen, *Auditing-:Integrated Concepts and Procedures*, New York : John Wiley & Sons, Inc., 1979.

新井・村山 (1992), 中嶋敬雄, 「第4章 監査報告準則」(新井清光, 村山徳五郎編, 『新監査基準・準則詳解』, 中央経済社, 1992年. 所収).

伊藤 (1994), 伊藤龍峰, 「特記事項に関する一考察 — 偶発事象との関連で —」, 『商学論集』(西南学院大学), 第41巻第3号, 1994年10月.

古賀 (1990), 古賀智敏, 『情報監査論』, 同文館, 1990年.

坂柳 (2001), 坂柳 明, 「発生の可能性を予見できない偶発事象の監査理論 — 特記事項の記載事例を素材として —」, 『税経通信』, 第56巻第12号 (通号794号), 2001年9月.

坂柳 (2005a), 坂柳 明, 「2つのタイプの未確定事項」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第1号, 2005年7月.

坂柳 (2005b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(1) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第2・3合併号, 2005年12月.

佐藤他 (1966), 中瀬宏通, 「新監査報告準則解説」(佐藤孝一, 中瀬宏通, 居林次雄, 安井 誠, 浅地芳年, 『解説 新監査基準・準則』, 中央経済社, 1966年. 所収).

多賀谷 (2002), 多賀谷 充, 「特集 新「監査基準」の解説 「報告基準」の概要

と趣旨」, 『企業会計』, 第54巻第5号, 2002年5月.

千代田 (1989), 千代田邦夫, 「国際化の中でのわが国の会計・監査基準 — 未確定事項を中心として —」, 『会計』, 第136巻第6号, 1989年12月.

千代田 (1998), 千代田邦夫, 『アメリカ監査論: マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ [第2版]』, 中央経済社, 1998年.

鳥羽 (1994), 鳥羽至英, 『監査基準の基礎 [第2版]』, 白桃書房, 1994年.

内藤 (1996), 内藤文雄, 「企業のリスク・不確実性情報に関する監査の役割」, 『企業会計』, 第48巻第7号, 1996年7月.

内藤・那須 (2002), 内藤文雄・那須伸裕, 「解説 改訂監査基準について」, 『JICPA ジャーナル』, 第14巻第3号, 2002年3月.

日本公認会計士協会 (1992), 日本公認会計士協会監査基準委員会, 「特記事項」, 監査基準委員会報告書第2号 (中間報告), 1992年11月11日.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 監査委員会報告第75号, 2003年1月31日.

山浦 (1999), 山浦久司, 『会計監査論』, 中央経済社, 1999年.

山浦 (2002), 山浦久司, 「第1部 改訂監査基準の解説 新監査基準: その内容, 考え方, および意義」, 『税経通信 改訂監査基準の詳解特集号』, 第57巻第6号 (4月臨時増刊号 (通巻803号)), 2002年4月.

山崎 (1998), 山崎秀彦, 「重要な未確定事項の監査上の取り扱いについて」, 『会計』, 第154巻第3号, 1998年9月.

山崎 (2003), 山崎秀彦, 「監査における未確定事項の取扱い」, 『会計』, 第164巻第2号, 2003年8月.